

1 議事日程(4日目)

[平成17年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成17年12月15日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	片井智鶴枝 (1)	<p>1. 市民が考え、市民が決める「市民自治」について</p> <p>(1) 公民館の活性化に市はどのような支援、取り組みを行っているのか伺う。</p> <p>(2) 地域住民の要望を聞く場、仕組みが十分とは言えないがその現状について伺う。</p> <p>(3) 地域コミュニティづくりが進まないのは何故なのか伺う。</p>
2	渡邊美穂 (8)	<p>1. 観光客対策と地域連携について</p> <p>(1) 当面の対応策について伺う。 1月から3月にかけての観光客対策と地域住民への働きかけについて伺う。</p> <p>(2) 今後の地域との連携について伺う。</p> <p>2. 親子の居場所作りについて</p> <p>(1) (親の)引きこもりへの対応策について伺う。</p> <p>(2) ビガールームの今後の活用について伺う。</p>
3	小柳道枝 (12)	<p>1. 女性消防団について</p> <p>(1) 女性消防団が本部所属として結成された。結成にいたる目的と現在までの活動内容について伺う。</p> <p>(2) 女性消防団の増員と各分団への配置について伺う。</p> <p>(3) 地域と連携した活動について伺う。</p> <p>2. 裁判委員制度の啓発と広報活動について</p> <p>平成21年5月までに裁判委員制度が導入される。本市において市民を対象とした本制度についての学習会や広報活動などの計画について伺う。</p>
4	橋本健 (4)	<p>1. 「太宰府市民吹奏楽団」の支援について</p> <p>減免措置廃止により、厳しい運営を余儀なくされる団体は数多い。太宰府市民吹奏楽団もその一つであり解団の危機に直面している。したがって年2回の定期演奏会は市民向けの文化振興事業でもあり、支援策として会場使用料を免除していただきたい。また、今</p>

		<p>後の存続について執行部の方との協議の場を設けていただきたい。</p> <p>2. 「聴講生制度」導入について</p> <p>愛知県扶桑町では“地域に開かれた学校づくり”をめざし、勉強したい方を公募し、児童生徒たちと机を並べ授業を受ける聴講生制度を全国に発信中である。予算措置も不要で、費用要らずの魅力ある制度を本市も導入してはいかがなものか。</p>
5	安部 啓治 (10)	<p>1. 安全、安心なまちづくりについて</p> <p>(1) 防火活動、防火施設について伺う。</p> <p>(2) 子供たちの安全対策について伺う。</p>
6	武藤 哲志 (19)	<p>1. 中学校給食の実施年度について</p> <p>中学校給食・少子高齢化問題特別委員会は2年以上調査、研究した結果、教育委員会は平成18年度を目途とする実施議決いただいたので、市長は付帯事項を平成18年度で予算措置を行うよう求める。</p> <p>2. 女性管理職の任命について</p> <p>男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法は雇用や待遇、責任と個性能力を發揮させる形成となっているので、市は人事面で女性管理職任命や審議会委員等の比率を高めるよう求める。</p> <p>3. 今後の職員採用計画について</p> <p>平成17年9月議会での質問に対し、市は適正な人員確保に努め採用計画を行うと回答されたが、今後の退職者に対応できるよう平成18年度以降の職員採用計画を明らかにしていただきたい。</p> <p>4. 解放運動団体の補助金の見直しについて</p> <p>社会教育・文化活動団体の補助金の削減や公共施設使用料の減免廃止等を行う中で、部落解放同盟、全日本同和会の団体活動補助金や給付金を1,771万3千円支出しており、廃止及び見直しを要求する。</p>
7	山路 一恵 (11)	<p>1. 介護保険制度について</p> <p>(1) 平成17年10月改正分の状況と問題点について伺う。</p> <p>(2) 低所得者対策、減免等について伺う。</p> <p>(3) 平成18年4月改正分の市の考えと問題点について伺う。</p> <p>(4) 保険料改正について伺う。</p>

2 出席議員は次のとおりである(20名)

1番	片井 智鶴枝 議員	2番	力丸 義行 議員
3番	後藤 邦晴 議員	4番	橋本 健 議員
5番	中林 宗樹 議員	6番	門田 直樹 議員
7番	不老 光幸 議員	8番	渡邊 美穂 議員
9番	大田 勝義 議員	10番	安部 啓治 議員

11番 山路 一 恵 議員
 13番 清水 章 一 議員
 15番 安部 陽 議員
 17番 福廣 和美 議員
 19番 武藤 哲 志 議員

12番 小柳 道 枝 議員
 14番 佐伯 修 議員
 16番 田川 武 茂 議員
 18番 岡部 茂 夫 議員
 20番 村山 弘 行 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(34名)

市長	佐藤 善 郎	助 役	井上 保 廣
収入 役	松島 幹 彦	教 育 長	關 敏 治
総務部長	平島 鉄 信	総務部政策統括 担当部長	石橋 正 直
地域振興部長	松田 幸 夫	地域振興部地域コミュ ニティ推進担当部長	三笠 哲 生
市民生活部長	関岡 勉	健康福祉部長	古川 泰 博
健康福祉部子育て 支援担当部長	村尾 昭 子	建 設 部 長	富田 謙
上下水道部長	永田 克 人	教 育 部 長	松永 栄 人
監査委員事務局長	木村 洋	総 務 課 長	松島 健 二
秘書広報課長	和田 有 司	行政経営課長	宮原 仁
財 政 課 長	井上 義 昭	地域振興課長	大藪 勝 一
産業・交通課長	山田 純 裕	市 民 課 長	藤 幸二郎
人権・同和政策課長	津田 秀 司	福 祉 課 長	新納 照 文
子育て支援課長	和田 敏 信	すこやか長寿課長	有岡 輝 二
国保年金課長	木村 裕 子	保健センター所長	木村 努
まちづくり技術 開発課長	大江田 洋	上下水道課長	宮原 勝 美
施 設 課 長	轟 満	教 務 課 長	井上 和 雄
学校教育課長	花田 正 信	中央公民館長 兼市民図書館長	鬼木 敏 光

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長 白石 純 一
 議 事 課 長 田 中 利 雄
 書 記 伊 藤 剛
 書 記 花 田 敏 浩
 書 記 満 崎 哲 也

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

議長（村山弘行議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

1番片井智鶴枝議員の一般質問を許可します。

〔1番 片井智鶴枝議員 登壇〕

1番（片井智鶴枝議員） 皆さんおはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

現在、国、地方自治体を取り巻く環境は目まぐるしく変化し、画期的な制度改正が次々となされています。このことは、これまでの価値観や仕組みでは通用しないということでもあり、改革や新たなシステムの構築が求められ、さらには地方自治にかかわるすべての人々の意識の変革が迫られる時代の大きな転換期を迎えています。

さて、2007年から始まる団塊世代の大量退職は、企業にとり人材不足が大きな課題となっておりますが、その一方で経験、知識、技術を持った多くの人材が地域に帰ってくるということでもあり、その人材を地域社会の中でどう生かしていくのか、また知的好奇心を満たす生涯学習の場をどう提供していくのか、さらに根強いと言われる社会貢献への思いをどう実現させ地域社会に還元していくのか、その環境づくりは自治体にとっても取り組むべき課題だと考えています。このような背景も踏まえながら、市民が考え市民が決める市民自治について質問をいたします。

なぜ市民自治が必要なのか、それは今後本格的な少子化・高齢化社会を迎え、これまでのような経済成長は見込めない環境の中、個人個人のニーズの多様化に対し限られた財源の中では市民自治の主権者でもある市民自らもどのようなまちづくりを行っていくのか、その選択を行っていかねばならないと考えるからです。

しかし、現状のような行政主導、中央集権的なお役所中心主義の仕組みや考え、情報提供のあり方では、市民自治を担っていくべき主体となる市民が育っていくことはなかなか困難であります。地域と行政との協働によるまちづくりを進めようとする上でも、市民自治が形成されやすい環境を整備していくことは、市にとってもその意義は大きく、市民にとっても市政をより身近に感じることができ、市への信頼も深まっていくのではないかと考えます。

では、市民自治を進めていく際の大きなポイントになると考えられる次の3点についてお尋ねをいたします。

1点目は公民館の活性化に市はどのような支援、取り組みを行っているのかという点についてお尋ねいたします。

市内には公民館と呼ばれるものが中央公民館、共同利用施設、地区公民館とあります。中央公民館は社会教育施設として様々な講座や催し物が行われ、市民の生涯学習の場、交流の場になっていますし、地区公民館などは地域により近い施設として地域住民の集まりの場や趣味のサークルやボランティアグループの活動の場としても活用されています。

地区公民館の活動状況は、地域により大きく異なり、公民館主事や区長が常駐し、ほとんど毎日あいている公民館から、常時かぎがかけられ、会合などがあるときだけあけられる公民館など様々です。

しかしながら、市が今後進めていく様々な施策の中には、地区公民館が果たすべき役割は大きいと位置づけられ、その活用が明記されています。

では、この地区公民館活動に対し、市は現在どのような支援を行っているのか、さらに地区公民館との連携の役割も担っている中央公民館はどのような支援を行っているのかお尋ねいたします。

次、2点目ですが、これまで3年近くの議員活動の中、市民から様々な意見や要望を聞く中で、問題意識を持ち貴重な提案を持っている市民が多いと実感しています。その一方で、こんなことで困っているのですが、どこに言えばいいのですかと聞かれることもしばしばあります。そのような体験を通し、私は結論として市民がその要望や意見を言う場、仕組みが現状では十分ではないのかと考えています。そこで、2点目の質問として、現在市が市民の意見や要望を聞く手段としてはどのようなものがあるのかご回答ください。

次、3点目は地域コミュニティづくりについてお尋ねをいたします。

現在第四次総合計画に沿って市の様々な施策が実施されていますが、その3つのプロジェクトの一つであります地域コミュニティづくりの推進は大変重要だと考えています。地域社会が崩壊したことが大きな原因の一つとされる犯罪や事件、事故の抑止効果としても、さらに子育て支援や高齢者、障害者が安心して住めるまちづくりにおいても、地域コミュニティの果たす役割は大変大きいものがあります。この地域コミュニティが活性化することで、多くの人が様々な問題を共有し、自分たちで考え解決策を決めていく、すなわち市民自治が形成されていくこととなります。しかし、現状を見ますと、この地域コミュニティづくりの中心となる地域協議会の設立が大きく進んでいるとは思えません。その原因はどこにあるのか、現状とあわせてお考えをお答えください。

以下、再質問につきましては自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 市長の答弁ということでございますが、私の方から地区公民館への支援

と取り組みについてご回答いたします。

現在44行政区の地区公民館では文化祭、敬老会や子ども会活動など様々な地域行事の中心的な活動の場として利用されております。

地区公民館への支援につきましては、建物の新築及び補修等に10万円を超える費用の80%を地区公民館施設整備補助金として交付し支援いたしております。

次に、公民館の事業活動として実施されております夏祭りや文化祭等経費の一部を助成するため、地区公民館運営助成金を均等割と世帯割で予算の範囲内で交付いたしております。

また、夏祭りや文化祭等を公民館活動として計画、実施してあります公民館長、公民館主事に対しまして、館長並びに主事謝礼金をそれぞれ年1回交付いたしております。

地区公民館への取り組みにつきましては、公民館長で組織をします太宰府市地区公民館連絡協議会で地区公民館と中央公民館との連絡、連携を図り、公民館事業活動の推進のために館長、主事の役割に関する研修会等を行っております。

また、筑紫地区の地区公民館長及び主事研修会にも毎年参加して、他地区の公民館活動の実例なども参考にしております。

市民の最も身近な学習の場である地区公民館は、生涯学習社会の実現のために重要な役割を担っていることから、地域住民の連携強化に支援を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 2点目の市民の意見を聞く手段としてはどういうものがあるかということでございますけども、市政運営の基本は市民の皆さんの意見を聞き、市政に反映させるということが大切だと考えております。個別的な意見については、日々の窓口あるいは電話の中で皆さんから意見や要望を聞いておりますけども、全体的に聞く場としましては、これまで公聴活動といたしまして過去に移動市長室、市長へのはがき、それから市政モニター制度などを行ってまいりました。現在は住みよか太宰府まちづくり市民意識調査というのを定例的にやっております、今年度は市長と語ろうまちづくり懇談会ということをして市長自ら地域に出てまいりまして意見を聞いてまいりました。そういうことで、さらに市の総合計画や条例制定などで必要な場合には、公募による市民で構成するまちづくり百人委員会、そういうものを立ち上げまして、広く市民から意見を聞いたりいたしております。

なお、今後はパブリックコメント、いろんな大きな条例をつくる場合に、途中で市民の意見を案についてどう思うかという形で聞いたりしようということをして位置づけしていこうという考え方を現在持っております。

議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 次に、地域コミュニティづくりが進まないのはなぜなのかについてご回答いたします。

地域コミュニティづくり推進プロジェクトは、市民によるまちづくりを通して、地域への愛

着や市民同士の連帯感を醸成するなど、市民がここに住んでよかったと実感できる豊かな地域社会を目指しております。そのためには、市民一人ひとりが地域のまちづくりに気軽に参加でき、運営にも楽しく携われるような仕組みづくりや場づくりが必要であるということから、小学校区を基本エリアとする地域コミュニティ協議会の設立を目指しているところであります。

また、協議会設立を支援、促進するため、地域課題の解決や個性的で魅力あるまちづくりを行う地域コミュニティ活動に対して支援補助制度を設けております。

ご質問にあるように、現在協議会が設立された小学校区はありませんが、太宰府南小学校区と西校区については、テーマごとの活動をする部会の設置に向けて協議や試行的な取り組みが始められており、一步一步進んでいるものと考えております。今後とも各自治会活動との整合性を図りながら、地域と行政で論議し、まずは地域福祉、防犯、防災、青少年健全育成、環境あるいは文化、スポーツなどの分野で地域活動の実践を通してネットワークしながら部会を形成し、総合的な地域のまちづくりの視点でこれら部会を連携、統括する組織として地域協議会の設立を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） お答えありがとうございました。

まず、この市民自治についての考え方なんですけども、市の方では実はこの取り組みに関してはかなり早くから取り組みがなされているんじゃないかと私は考えております。その一つとして、この第四次総合計画ができる前の百人委員会ですね、これはただ要望を言うばかりじゃなくて、市民がいろんな提言をまとめて総合計画の中に反映させたということでもありますので、これも一つの市民自治的な考え方で、その取り組みはもう既になされていると、これは評価しております。総合計画の中にも、これからの分権型の社会にふさわしい行財システムの整備と確立ということを書いておりまして、市民との協働のまちづくりは大事だと書いておりますし、さらに今年の平成17年度の市長の施政方針の中で、従来の行政主導型の構造を根本から見直し、個人がすべきこと、地域がすべきこと、行政がすべきことなど、それぞれの役割や責任を明らかにしながら、地域と行政との協働によるまちづくりを進めてまいりますと書いております。この中でも地域コミュニティづくりは大変重要だということを書いてありますが、次のその中でこれらのことを踏まえながら質問させていただきますけども、地区公民館の運営助成金というのを聞きましたけども、これはおおむね300万円ぐらいが毎年計上されているのではないかと思います。ただ、今のお答えをしてみると、研修会とか地域の夏祭りとか行事にただ補助をしているような感じですね。運営助成とは言いながら、ただ消極的な支援であるというふうに感じております。この支援では地区公民館の活性化が、こういうふうな支援ではなかなか地区公民館が活性化されることは難しいとは思いますが、もともと地区公民館というものが、これは地域のものですので、市があればこれ口出すべきものではないという考えがその根っこにあると思いますけども、ただ地域コミュニティづくりまた福祉、すべての

分野で地区公民館が大事であるとしているんだったら、もっと市は積極的にかかわるべきだと思っております。その中で昨年地区公民館や開放教室なども含めて、市が主催された行事など、生涯学習、社会教育、そのような中で行事などがありましたら、その内容を教えていただきたいと思えます。それと、今後地区公民館を中央公民館と同様に生涯学習や社会教育施設ととらえ、地域住民が集まりやすいように多くの人を引きつける内容の学習の場として提供していく考えは市の方にはないのかどうかお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 運営補助するだけではなくて、もっと支援がないかというお尋ねでございますが、議員が申されましたように、それぞれの地域にはそれぞれの地域の長い歴史があるかと思えます。その地域ごとで考えられる行事を、こうなさい、ああなさいというふうに変えていくのはなかなか難しい問題もあろうかと思えます。それぞれの地区でやられております主な行事というのは、まず正月に始まりましてどんど焼きというのがほんげんぎょう、こういったものが各区ともやられておるようでございます。それから、子ども会行事、夏祭り、敬老会、もちつき大会、こういったことが各区でされておるところもありますし、されていないところもありますが、そういった主な行事がされておろうかと思えます。これから生涯学習社会を迎えますけれども、なっておりますが、そのやっぱり地域の中心的な会場として地区公民館の果たす役割は大事なものがあろうというふうを考えております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 今のお答えの中では、やはり市が主催された行事というのはほとんどなかったのではないかというふうにお聞きしましたけども、やはり地区公民館の中でやっぱり講演会とかですね、市政の情報発信や意見交換ができる場として活用していくというふうな考えが大事だと思うんですね。このことを近隣の市町村の中で私調べてみますと、筑紫野市では中央公民館を核として地区公民館のほかに6か所の地区コミュニティセンターがあります。それと、大野城市は4か所ありますね。それと、大野城市の場合、地区26の公民館は市が公設しています。また、春日市においては35地区のうち33の地区公民館があり、土地、建物は市の所有となっております。このことからわかるように、太宰府市の場合、中央公民館と地区公民館の中間に公民館的機能を持つコミュニティセンターというのがないわけなんですね。ということは、やはり市民が集まりやすい環境ではない、それと集まりやすい環境でないということは、地域のコミュニティがやっぱり形成されにくい状況に、環境にあるのじゃないかと考えております。やはり公民館に行くのにかぎをわざわざあけるといのは本当に大変なことですし、それは自治会が独自で考えなければいけないですけども、地区公民館の活用というのは、それは地域だからといって地域にばかり何でも地域でやってくださいということではなくて、やはり情報を持った市の職員がそういったことをやっぱりきちんと指導、助言していくようなことが大事ではないかと思うんですけども、そういったことの中でですね、例えば今行政の中で出前講座とかまほろばネットとか、そういったことをやっぱりやっていく必要があると思う

んですけども、今後そういうふうなことで地区公民館を自治会などと連携して、そういうようなことをやっていくような考えはできないでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 地区公民館と中央公民館の間にコミュニティセンターがあるが太宰府にはないというお話でございます。公民館の設置及び運営に関する基準というのがございまして、市にあっては中学校の校区ぐらい、町村にあっては小学校の通学区域に1つある公民館が地区公民館というふうに解釈されております。お話しのように、大野城市、筑紫野市などはそういったものがコミュニティセンターとして位置づけをされております。太宰府市にあるのは社会教育法第42条で言う公民館類似施設というところに分類をされております。

それから、出前講座とか講演会とかまほろばネットなどもっと積極的にできないかというお話でございますが、今でも市のそれぞれの役割といいますが、住民に広く周知をしなければならぬそれぞれの所管の事業については、地区公民館に出向いて説明会などを行っておりますので、また出前講座等要望がございましたら出向いていくことになると思います。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 要望がありましたら出前講座を、そういうことをしていきますということでしたけども、そういうことすらなかなか知らない市民がおりますので、できるだけ自治会、区長会を通じてそういったことがあるということをやっぴり情報発信していくことだと思います。

それと、やはり公民館の活用に関してはですね、地域福祉計画、太宰府市次世代育成支援対策行動計画、にここにプランですね、その中でも地域の子育て支援の場となっておりますので、これは社会教育課だけではなくて、やはりいろんな課にまたがって地区公民館をどう活用していくかということ、今後やっぱり協議していく必要があると思うんですよ。できるだけそういうことをやってほしいと思います。

それと、さっき教育部長がご答弁なさいました公民館と呼べる施設は条例上では太宰府市では中央公民館だけだと思います。ただ、ほかの地区の条例なんかをみますと、地区公民館がどうだってことも必ず定義されているところがあるんですよ。ですから、やはり地区公民館とはいえ、それは市にとってやはり地域の住民との接点の場になりますので、今後は地区公民館の活用については本当縦割りをなくして、地域住民も入れて考えていっていただきたいと思います。

次のことで、要望や聞く場の仕組みについてお答えをいただきましたけども、今年初めて市長懇談会がありましたけども、その市長懇談会を終えて見えてきた課題と来年度はどうされるのかということをお尋ねしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 今回初めて市長と語ろうまちづくり懇談会ということで行きました。非常にまず第1次的に感想を受けたのは、市長が自ら出向きまして市民の前で自分の思いを伝え

るということに対して、市民が非常に感動したというんですかね、身近に感じたというような形で意見も言えたというような感想が多かったみたいです。その中でいろいろアンケートをとりましたけども、まだ続けてほしいという方たち、あるいはその中で今片井議員さんが言われるように、今からは市でできるものは市できちんとやりますと、市民の皆さんでできるものは市民の皆さんでやってほしい、あるいは市と市民とお互いで力を出し合い、あるいは知恵を出し合ってやっていくことも今後はありますよというようなことを訴えてまいりました。要するに市と市民の協働、そういうことをしないと、すべて市民の要望を今まで市が受けとめて何とか努力しようといったのが財政的にもできないというようなことはありますし、2007年問題と言いまして、大量に今から現役世代が住民の側に出ていく、卒業するというんですかね、そういう役割分担もあるんですよということをお伝えしています。

そういうことで、今後はますますこの住民との協働ということを進めていくべきだろうと思っています。その中に今私どもが進めております地域コミュニティづくり、これをもう少し推し進めていく必要があるのかなと、そういうような感想を持っていたところでございます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） この市長懇談会、私も参加させていただきまされたけれども、やはり市長がわざわざ地域にお見えになるということで、地域の中では確かに話題になっておりました。これを開催したことは、やっぱりこれはよかったのではないかと思います。

それと、やはりこれまでの意見や要望を聞く場というのは、市、今まで見た場合に、どうしても一方通行的な感じがしておりました。やはり一方通行じゃなくて対面型のコミュニケーション型、そのことによってその地域で何が問題なのか、どういったことが起こっているのか、そしてじゃ自分たちで何かしようかと、本当にそういうやっぱり意識が形成されていくんですよ。ですから、そういったようなやはり市長懇談会だけではなくて、やはり地域の中で市の職員を交えてより小さな単位で自分たちの問題だとかいろんな課題を話し合うような仕組みが必要ではないかと思えます。それは公開形式の対話の場にもなりますし、その中でやはり市が持っている情報というのは大きいんですけども、なかなか市民の地域の中に入っていないという感じがするんですよ。やはり今の情報のあり方は、地域の方には市政だよりとかインターネットとかありますけども、それとあと区長会がありますけども、どうしても市民の中に入りにくいということがありますので、やはりより地域に近いところで百人委員会のような、会議を設けていただいて、その中で地域の課題をいろいろ出し合って解決させていく、何が優先するのか解決していく、そういうふうな仕組みが今後必要ではないかと思えます。このことについてはこれで終わりますけども、地域コミュニティづくりの中で先ほどお答えいただきましたけども、なかなか地域協議会が設立されていないということなんですけども、地域協議会の設立に向けて予算を申請予定の団体が何か所かありますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 先ほど報告いたしました補助制度の利用はありません。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） 地域協議会を設立するためにも、その準備にやっぱり資金が必要だと思うんですね、いろんなところに電話をかけたり、書類をつくったり、やはりそういった設立、事業に対する補助ということではなくて、設立のための資金というのもこの予算の中から出せるのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 現在設けておりますこの支援補助制度につきましては、先ほどご報告いたしましたように、小学校区でそういう協議会を組織するための準備をするというものに対して年間10万円、それからその中でどういう活動をするとか、どういう事業を行うとか、そういうものを計画する計画づくりのための補助制度、それから実際に地域活動とか親睦活動、そういうものに対する補助制度という3つの柱で補助制度をつくっております。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） 先ほどのお答えの中に、南小の地区と西地区ですね、この地区も地域協議会設立のための動きが少し出てきておりますけども、やはり協議会設立にはそれなりの準備資金というのが必要ですので、その分に対してやはりきちんと予算を出せるような仕組みをつくっていただきたいと思います。

それと、この地域コミュニティづくり推進プロジェクトというのは市の大きな3つのプロジェクトのうちの一つなんですけども、今年の予算を見ても、この地域コミュニティづくりが大変重要だと言いながら、3つの事業のうち、まるごと博物館に関しては金額が3億5,000万円、地域コミュニティづくりの推進プロジェクトは約1,927万円、福祉でまちづくりの推進プロジェクトは2,987万円ですね。地域コミュニティづくりの推進プロジェクトですね、この中の地域コミュニティ推進が約1,600万円もあります。しかし、その1,600万円の中身を見ても、ほとんどがこれは政庁まつりの補助金だとか500万円、あとは市民が活動するための補助金550万円とか、施設の管理委託料ということで、これは市民の地域コミュニティをつくる事業に対しての予算というのがほとんどないわけなんですよね。つけられている予算というのが市長の懇談会の2万4,000円だけ。この予算の中で果たして地域コミュニティ推進がなされていくのかどうか、やはり予算の裏づけがないことには、幾らこれをやってもですね、これは絵にかいたもちではないかと思えます。やはり一番大事なことは、これは地域コミュニティづくりでありますし、今度安全・安心のまちづくりというのもできますけども、すべての基本は地域コミュニティがないことには前に進みません。ですから、やはりこのやろうということであれば、その根拠、裏づけとなるためには予算が必要ですので、ここら辺できちんと予算をつけるようなことをやっていただきたいと思えます。

今後この予算面においては、また来年度もこんなふうな形になっているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） この地域コミュニティづくり推進プロジェクトをこの戦略プロジェクトという形で掲げております。本市の場合、このプロジェクトの中で全体的なコミュニティづくりをどうするのかという位置づけで掲げております。

なお、地域コミュニティにつきましては、先ほどの地区公民館とか、それからいろんな地域活動とか、そういうものに対する支援は当然既存事業としてあります。それをまだこの中にはきちっと位置づけをし切っておりませんので、先ほど回答いたしましたように、今現在行われている、実践されている地域活動をそれぞれネットワークしながら、校区ごとの部会というようなものに発展させていきながら、それがこの地域協議会という組織化につなげればよいということで、体系づけをこのプロジェクトの中でいたしているところでございます。

今後につきましては、先ほど議員からの質問もありますように、なかなか組織化が図れないということで、私たちも何か組織化を目指すことが何か目的みたいにとらえられて、現在それぞれの自治会で行われているような活動との整合性がなかなか図れないということで反省を少しいたしております。それで、後期の基本計画の中で地域コミュニティづくりは何のためにするのかと、これは先ほど議員もおっしゃいましたように、本市としては地域と行政との協働のまちづくりを進めていきたいということでとらえています。その手法としてこの地域コミュニティづくりを進めていくんだということで位置づけをしたいと思っております。その中で何のために組織化を図るのか、これは当然先ほど総務部長が申しましたように、市民自治を拡充するための原動力として地域分権を進めていくと、その中で地域がやるべきこと、行政がやるべきこと、それぞれ役割分担を明らかにしながら、それに対する行政の権限とか財源もそういう地域に移譲していきたいと、その受け皿となるための組織をこの地域協議会というような位置づけをしたいということでとらえております。後期基本計画の中に現在いろいろ案として検討しておりますので、その辺をもう少し整理しながら新たな展開を図っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） ありがとうございます。

地域コミュニティづくりを推進していく上で予算的な裏づけも必要ですけども、やはりその拠点となる場というのが必要だと思うんですよ。その場をどこに考えているのかということですね。

それと、実は地域コミュニティと言いながら、私もそうなんですけども、その地域コミュニティというのがどういうことなのかというのが、なぜするのかということが区長さんもわからないところがあるんですよね、実はですね。区長さんの中にも温度差があります。その中で市政だよりの中でもホームページの中でも、地域コミュニティ推進に関してのわかりやすいよう

な情報の発信の仕方がないんですけども、それは今後考えていかななくちゃいけないと思うんですけども、そこで質問がその中心となる場をどこと考えているのか、これから情報公開のあり方はどうなっているのか、そのあたりをお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） まず、活動の場ですけれども、いろいろなコミュニティの単位というのはいろいろあると思います。本市の場合は小学校区ということの一つの基本エリアに置きたいということで考えておりますので、その小学校区ごとの活動できる拠点施設というのは当然必要だろうと思っています。この間の議会での質問の中でもお答えしましたが、なかなか用地の問題とか財源の問題とかということで、なかなか新たに大野城市さんみたいに体育施設まで含んだようなコミュニティセンターを建てるということはなかなか困難だろうということで、いろんな工夫が必要だろうと思っています。まずはその施設の整備方針を明らかにする必要があるだろうということで今検討をいたしております。

それともう一つ、このコミュニティづくりの市民への呼びかけとかがなかなかできていないということで、私もそれを十分反省いたしております。ただ、この間ご報告いたしましたように、自治会の活動がそれぞれ行われております。その自治会の代表でもある区長さんと協議を重ねる中で、その小学校区単位の組織づくりということについてなかなか地域活動との整合性が図れない部分があるということで問題提起をされておりましたので、その辺の整理ができないと自治会とは別に何か市が進めるようなコミュニティづくりということで広報活動ができないということで少し反省しておりますので、今後はその辺をもう少しわかりやすく明確に整理しながら、広報活動を充実していきたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） この地域コミュニティづくりではなくてほかのことにも共通するんですけども、これからは市役所内にとどまるのではなくて、市の職員自らが地域に入って行って、現場を知る姿勢が大事だと思うんですね。昨日も後藤議員とか福廣議員の質問の中であつたんですけども、やはり市と市民のコミュニケーションがかなり図られてないような気がするんですよ。ですから、やはりもっと地域の中に入っていき、今市の職員はかなり人数も少なくて厳しいと思いますけども、やはりそういう厳しい中でも入っていくことによって、やはり市の職員はやっぱり情報が多いし、知識も多いし、やはりコーディネーター的な役割を果たすその意義はやっぱり大きいので、今後そういうふうなことをぜひやってほしいと思います。

それと、地域コミュニティということをややはり市民にわかりやすいような形でこれから情報を発信していただきたいと思います。

ここで市長にお尋ねいたしますけども、現在のような財政状況ですと、コミュニティセンターをつくるというのはかなり厳しいということはおわかりですけども、今後長期的な財政計画の中でですね、中央公民館と地区公民館の間としてのコミュニティ的機能、センター的機能

を備えた施設の設置が必要ではないかと考えています。南小学校のような開放教室のような立派なものではなくてもですね、既存の地区公民館を増築整備していくとか、またいろんな方向性が考えられると思うんですけども、この点について市長の今後のお考えをお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいまコミュニティづくりについて部長の方から答弁いたしましたけれども、地方分権の時代、また自分たちのまち自分たちでつくる、その基本となるのはやはり地区の組織あるいはコミュニケーションだと思っております。そういう意味で、現在ございます公民館といたしましては、中央公民館、各行政区に地域の公民館がございます。この組織の系統は非常に進んだ私は社会教育の施設としては組織化ができていると思っております。ただ、全体的なコミュニケーションで今申し上げております小学校区のコミュニケーションを考えておりますが、その中心となるコミュニティセンターが欲しい、これは私も同感でございまして、財政事情と今後の整備課題だと思っております。

ただ、しかしながら今申されますように、各地域の地区公民館がそれぞれの形で生涯学習の場として非常に利用されておると思っております。また、それを補うものとして、いきいき情報センター、あるいは国分でございます文化ふれあい館あるいは太宰府館等々、それぞれの生涯学習あるいはコミュニケーションのそういう学習の場としての場の提供はあると思っております。

また、各小学校区の各小学校の空き教室の利用等も今後積極的に進めてまいりたい、その一つの例といたしますのが南小学校でございます。そういう意味での場の活用をそれぞれの市民の皆さんがそれぞれの趣味あるいは学習の共通目的で学んでいただければ、十分活動される場があるんじゃないかと思っております。と同時に、それを補います出前講座あるいはいろいろ端学習等々、講師陣を私の方はちゃんと場の提供と同時に講師陣の登録等も各大学の先生方にお願ひしながら、講師陣のスタッフもそろえておるところでございます。そういう意味で、今後とも生涯学習の場としてはお互いそれぞれコミュニケーションの市民自らの学習の場として利用していただきたい、それからコミュニティセンターの設置につきましては、今後の課題として整備を進めていく努力はしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） ありがとうございます。

ぜひ長期的な中で、センター的機能を持つ施設を考えていってほしいと思います。

また、市長がおっしゃるように、いきいき情報センターとか文化ふれあい館というすばらしい建物がありますので、そういった施設とやっぱり地区公民館が連携して、やはり一番地域により近いところで市と共同にできるシステムづくりをやっていってほしいと思います。

それで、この市民自治に関する取り組みでは、北海道のニセコ町のまちづくり基本条例が第

1号とされてます。それで、今川崎市とか札幌市の取り組みには目をみはるものもありますので、こういう先進自治体のことも踏まえながら、これからコミュニティづくりにも力を入れていってほしいと思います。

その中で、これが最後になりますけども、自治体財政危機は市民自治を育てるという法学セミナーがあっておりまして、その中のことで福岡県の赤池町の事例が挙げられているんですけども、「結局幾ら苦しいと言っても、議会も役所も町民も本気で危機感を共有することができない。だから、予算の時期になればここにもつけてくれと言ってくる。自主再建ではこれは押し切るものが最も大変、それが赤字再建団体ですから言えば、だれも何も言えないと述べている。小さなまちの利権サークルは、国や県以上にしがらみの強いところである。財政再建団体になるということは、そのしがらみを解く大義名分だというわけだ。財政再建団体になり赤字を公にすることで危機感をあらゆる立場の人に強制的に共有させる」と書いております。その中で、自治体の財政危機は私の行政意識をもたらすことで画期的な効果を上げていくとされております。自治の傍観者である観客から自治の当事者へ、赤池町ではくしくも財政再建団体になったことで、首長、議会という両輪に加えて町民の輪が回り始めたようであるということになっております。やはり市民が現状を認識して合意形成を図りながらまちづくりの主権者、主体者となるためには、市の積極的な情報公開、情報提示、それとやはり市民の中に、現場に入っていくという姿勢が、これから最も求められると思います。このことを要望しまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員の一般質問は終わりました。

次に、8番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔8番 渡邊美穂議員 登壇〕

8番（渡邊美穂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、観光客対策と地域の連携についてと親子の居場所づくりについて2項目質問いたします。

国立博物館会館後、想定外の60万人を超える観光客が太宰府を訪れ、国立博物館、天満宮、参道のお店は大変なにぎわいでした。

しかし、その一方でその近隣では車の大渋滞が起き、地域の方は悲鳴を上げています。以前から大駐車場近辺の民家は大型バスが通るたび家が揺れ、壁にはひびが入り、安全面の不安が増加し、火災防止機能が働いて湯沸かし器がとまってしまう、水ぶろに入ってしまうことなどもたびたびあるという話を伺っていました。これまで地元の方はそれが1月から3月までの一定期間ということで我慢をされていたと思います。しかし、今回10月16日に国博が開館してから、ほぼ毎日1万人以上の観光客が訪れ、渋滞は慢性化し、週末ともなるとこれまで寒梅の時期にしか起きなかった大渋滞を繰り返し、これからのことを考えた地元住民の不安はかつてないほど高まっています。国博の誘致が決定した時期から国と県とともに十分な対策をとってこなければならなかったということは今さら言っても仕方ありませんが、やはり残念です。この問題は時間をかけてでも解決しなければなりません、当面天満宮に最も観光客が訪れる正月

から3月までの渋滞緩和と駐車場不足に対して暫定的な措置も含めてどのような対策をお考えか、観光客の予想数、駐車場台数の現状との比較も含めて検討されている内容をお聞かせください。

なお、これは昨日のご答弁と若干重複する部分もあるかと思いますが、よろしくお願いたします。

また、国博としては今後も訪問客の増加に努力をされることと思います。三輪館長もそれを迎える地域との連携の大切さを新聞紙上で語られていました。地域というのは住民だけではなく、すべての業者も含めてのことですが、少なくともこの2か月間、特に駐車場の業者の対応などには観光客からも大きな不満が出ています。例えば五条の交差点付近には天満宮の大駐車場へ誘導する看板が出ていますが、県によりますと民間駐車場経営者から駐車場はそこだけではないというクレームが出て、看板の矢印をガムテープで覆い隠すことで対応していたそうです。これは大変見た目も悪く、何のための看板なのか意味をなさないものになっていました。このクレームは駐車場の組合から出されたものではないため、県の対応にも疑問を感じます。一方で、ほかの民間駐車場では駐車する際に行き先を尋ね、国博の場合は駐車を断ったり、料金を1,000円要求したということも聞きました。駐車場経営者にしてみれば、滞在時間がこれまでの2倍近くになるため、商売効率が悪いということだと思いますが、国博は一度来たからもう来なくてもよいという種類の施設ではなく、特設展は何度も訪れていただくためのものですから、リピーターをどのように確保するかも長い目で見た場合非常に大切な戦略になります。そこで、観光客に直接接する業者の方々に対して、市としてはどのような協力を呼びかけていかれるのか、今後の計画についてお伺いします。

次に、2点目の質問ですが、福岡市で障害を持つ自分の子どもをほとんど家から出さず、義務教育も受けさせなかった親が傷害罪で逮捕されました。大変痛ましく、この子どもの18年間を思うと胸が痛みます。このように、親が自分の殻に閉じこもってしまうことは、子どもにとって大変大きな影響を与えます。最近は母親が仕事をしていない家庭の方が出生率が下がっているという統計が出ています。母親が社会との関係が希薄になった場合は、特に子どもが乳幼児の場合、一日じゅう子どもとのみ向き合っている生活となり、子育ての悩みや喜びを家族以外だれとも共有できず、これ以上の出産を望まなくなったり、ひどい場合には育児拒否や引きこもってしまうケースが報道されています。引きこもりは発見が大変難しく、また発見されたときには子どもにかなりの影響が出ている場合が多いようです。太宰府市ではありませんが、私が経験した例でも、子どもが小学校へ就学した後、それまで家に引きこもっていた母親が孤独感にさいなまれ、子どもを学校に行かせないよう靴を隠したり食事を与えなかったということがありました。引きこもりは育児拒否や虐待につながる場合も多く、早期発見が大変重要です。しかし、家庭内の問題ですから難しいのが現状です。

市としては乳幼児健診で子どもの状態や健診の受診状況などから糸口を見出すことができるのではないかと考えます。そこで、市の引きこもりへの対応をお伺いするためにまずお尋ねし

ますが、太宰府市では乳幼児健診は対象の平均何割が受診し、健診に来ない家庭については引きこもりの可能性があるわけですが、どのような対応をなさっているのかお答えください。

次に、親子の居場所についてですが、昨年担当課をお願いをして、いきいき情報センターのビガールームの部屋があいているときには、子ども連れのお母さん方が自由に使うことができるようになり、また遊具も購入していただきました。これは大変に好評で、多くの市民が感謝されていると思います。さきに申し上げましたように、核家族化が進む中、母親の子育てに対する悩みや喜びを多くの人と共有するためには、まず親子がいつでも自由に集える場所が必要です。子育て中のお母さん方にお話をお伺いすると、特に第一子のときは育児書に書いてあるよりもわずかに発育が遅れているだけでも不安になるそうです。そんなときに、ほかのお母さんの話を聞くだけで随分楽になるということでした。そういう気軽な会話の積み重ねも母親の精神衛生上大変重要なことであり、そこから引きこもりや虐待などの早期発見につながることもありますし、現実にそのような例もあります。ボランティアの子育てサークルが月に1回程度親子料理教室などを開催していますが、月に1回では参加できない場合もあり、十分な人間関係を構築することは困難です。そのサークルには回数を増やしてくれるように要望が来ているそうですが、難しいのが現状です。そこで、ビガールームを有効に活用するために、このビガールームと同じく屋内施設で子どもの遊具を準備し、親子に無料開放している場所は市内に何か所、どこに設置されているのかまずお伺いいたします。回答は項目ごとをお願いします。再質問は自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 1点目についてご回答いたします。

まず初めに、正月から3月までの3か月間に予想される観光客数でございますけれども、過去数年の平均を見ても、太宰府天満宮の参拝客を中心に約380万人が来訪されております。ご承知のとおり、来年は国立博物館が元旦から4月2日まで第2弾の特別展を計画されておりますので、例年以上の観光客数になるというふうに予測をいたしております。

こうした状況に対する当面の交通渋滞緩和策といたしましては、まずはできる限り電車あるいはバスなどを利用するいわゆる公共交通機関の利用を徹底して呼びかけていきたいというふうに思います。

また、現状の駐車台数につきましては約2,300台でございますけれども、特に週末を重点的に市役所周辺、県立看護専門学校跡地、そして博物館に北側から入りますいわゆる北側アクセス道路沿線に、それから国道3号線の関屋高架橋下などに約900台を追加いたしまして、合計約3,200台を確保する予定にいたしております。

なお、特に渋滞が予想されます正月三が日につきましては、沿線の小学校、中学校などを利用いたしましたパーク・アンド・ライド方式を導入いたしまして、合計約4,800台を確保いたす予定にいたしております。

次に、観光客に対する接遇についてでございますけれども、博物館のあるまちとして観光行政

の役割としては、やはりリピーターの確保というものは大変重要な課題であるというふうに考えます。そのためには、地域の方々のご協力を得ながら、来訪者に対してもてなすまちづくりという観点を推進しながら、顧客満足度を高めていかなければならないというふうに思います。

その一つの取り組みといたしまして、商工会と観光協会の主催によりまして、参道周辺の茶店事業者や従業員を対象に、お客様をもてなす接客研修会が近日中に太宰府館で開催される予定でございます。ご質問の駐車場経営者に対しましても、こうした事例を紹介しながら、もてなすまちづくりの推進にご理解をいただけるように協力を呼びかけていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） ご答弁ありがとうございます。

昨日いただいたご答弁の数と同じなんですけれども、参道近辺の観光業者の方、確かに売り上げが伸びているかもしれませんが、しかし、逆に五条近辺のコンビニ以外の店舗ですね、ここでは車での来客数が激減しておりますし、また同時に業者の方も営業車で回ることに対して時間がかかりまして営業効率が下がっているというお話も伺っています。そこで、とりあえずのやっぱり打開策としては、駐車台数を増加させることは私は必要だと思いますけれども、先ほど北口ゲートのお話が出ましたが、昨日の回答でもおっしゃいましたように、200台の増設は考えておられるということでしたが、そのほか昨日若干出ていましたが内山とか、もっとあの近辺にもありますが、そのほかの地権者との話し合いは行われているのでしょうか。もし行われているとすれば、その現状をお知らせください。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 昨日もご回答の中で申し上げましたけれども、いわゆる内山から入ってくる北側アクセス道路沿線の方には、地域の地元の方のご協力で臨時駐車場として200台、左右に200台の確保をお願いいたしました。そのほかは、今度は高速側から入ってくるには看護学校、これはまだ県立看護学校で県の所有物ですけども、県の方をお願いをして、できるだけ確保をさせてほしいというお願い、それからあの周辺で通古賀地区で組合で施行の予定の区画整理事業予定地の中にもご協力をお願いいたしまして、約800台を今現在確保の予定でございます。そういうことで、できるだけ市内に入る前のそういう大きな敷地あたりがあれば、積極的に協力を願っていきたいというふうには思っておりますけども、現在のところはその2か所に協力をお願いしているという状況でございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） では、確認しますが、北口ゲート側では、あそこも空き地はまだたくさんあるんですけども、そちらの地権者とはまだ何の話し合いもされていないということなんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 先ほど申しましたように、あの内山地域のいわゆる農地がたくさんございますけども、そちらの方には3人の方をお願いをして、トータルで200台の確保はできたというのが一つございまして、そのほかに現在のところもう一か所広い空地がございますので、貸し切りバス専用の駐車場にならないかということで、既に検討はさせていただいております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） そこにもし貸し切りバス専用の駐車場ができたらずね、そこに何台ぐらい大型バスが収容できる予想なのかということと、それから天満宮の方と例えば協議を行われまして、建築基準法などの縛りというか、は出てくるかもしれませんが、例えばあの大型駐車場を業者のリース制度なんかを使って二、三階建てにするというような具体的な提案を行うことはできないのでしょうか。もし既に提案をされているようでしたら、その経過をお伺いしたいんですが、昨日からおっしゃるように、国博がこれからどれぐらい観客数が動員されるかわからないからですね、常設で二、三階建てをつくるというのはやはり負担があるかと思いますが、そういったリースみたいな発想はされているのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） まず、バスのとまる台数予想ですけども、今のところきちっとした台数はまだ確認はいたしておりませんが、面積としては約2,000㎡ぐらいあるところで

それから、天満宮の駐車場の立体化の問題ですけども、この問題につきましては、もう長年天満宮さんを含めて協議をいたしておりますけども、やはり年間を通したその採算性とか、利用度とか含めた中でどうしても踏み切れないという事情がございますが、ご提案のリースの問題ですけども、やはり今回の事例を見ても、中心部に車を集中させて駐車させるというそのものが、やはりその駐車場に入ってくる、出るというふうなことからどうしてもやっぱり渋滞の一つの問題点になっておりますので、できる限り郊外にそうした大きな場所を確保するという努力を先にしていきたいというふうには思います。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 先にするか、後にするかという話になるかもしれませんが、その郊外のパーク・アンド・ライドを例えば実施されてもですね、実際にその看護学校跡地からじゃあ徒歩でその都府楼駅まで歩いて行かれるのかとか、そういった問題もこれから付随して出てくると思うんですね。ですから、やはり観光客はまず何もご存じない間は、とりあえずやはり天満宮のそばに来られようとするわけですから、暫定的な措置としてそういった方法もぜひまずはお検討させていただいて、そして郊外のそういった整備が、インフラが整った時点でですね、郊外の方にどんどんその車を持っていく、そして二、三階建ての駐車場をどんどん減らしていくというような、私としてはそちらの方向が正しいのではないかとこのように考えます。

今、パーク・アンド・ライドのことを言われましたが、昨日のご答弁でもあったんですが、そのパーク・アンド・ライドがあくまで太宰府市内のパーク・アンド・ライドのみをおっしゃっていましたが、例えばインターチェンジからですね、太宰府の方に来たら混みますから、逆の方、例えば大野城市とか春日市ですね、あちらの方に例えば自治体としてご協力をいただいて車を流す。もしくは、筑紫野市にご協力をいただいて、あちらの方にパーク・アンド・ライドの駐車場を、例えば設置して、そこから観光客を運んでくると、そういったようなご発想というか、構想はありますか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） このパーク・アンド・ライド方式と申しますのが、本来でありますとシャトルバスなどで送迎するのが一番いいんでしょうけども、やはりいかにせん現状を見ますと、市内の幹線道路、生活道路も含めて、その道路自体がどうしても渋滞をいたしております。将来的には、きちっと道路行政を進めながら、いわゆるバス専用レーンとかをつくればですね、このパーク・アンド・ライド方式が生きてくると思いますけども、現在我々が今検討しているのが、西鉄電車沿い、あるいはJRの線路沿いを中心に検討いたしております。この線路沿いあたりにとめていただくと、すぐ電車を利用いただけるという一つの例が、今回の関屋高架橋下でありますとか、看護専門学校なんです。

各、よその地域、いわゆる筑紫野市とか大野城市に当たっているかということですが、当然その件についてはもう既に検討はいたしました。例えば筑紫野市でいえば朝倉街道駅の周辺にスーパーがございますので、そちらの方も検討いたしました。それから、大野城市につきましても、ちょうど沿線沿いに下大利駅を中心に幾らかのそういう大きなスーパーとかがありますので、検討をいたしておりますけども、なかなか我々が思うような台数が確保できないというのが今現状でございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 確かに私も考えてみましたが、そういった西鉄沿線沿いなどにはですね、なかなか難しいかなというのは現状として理解をいたします。しかし、例えばあの吉木の方とかですね、先ほどおっしゃいましたようにあのピストン輸送できる車両が必要だという問題は出てきますが、あちらの方に少し車を流すような、そして天満宮、それから国立博物館にもご協力をいただいてですね、ピストン輸送ができるような体制づくりを行うというのも一つ考え方としてはあると思います。

それから次にですね、昨日のご答弁によりますと、駐車場経営者の方の言い分ですが、もう今となってはその1日に2回転ぐらいしかならないような状況になっていると、回転効率が非常に悪くなっているということを昨日のご答弁でもあったんですけども、その利益向上のためにですね、例えば最初の1時間は現行の500円、それから30分ごとに100円など、時間割で料金制を、料金を徴収するようなことは考えておられますか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 駐車場につきましては、それぞれご承知のとおり個人の方が経営をされておりますので、市の指導で30分ごとに幾らしなさいとかというのは、多分立場上できないと思いますので、あくまで経営者自身の判断だろうというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） あの実際に、あの協議会とかあいったところで、そういうお話とかは出ているのでしょうか、駐車場経営者の方から。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 今までまちづくりの協議会なんか、例えば一つは総合計画を策定する一つの過程の中で、総合計画懇話会というのを立ち上げて、いろんなご意見をいただきました。

その中で、当然この駐車場の関係のですね、いろんなご意見をいただいたんですが、やはりそういうふうにしたらどうかというふうな意見も出ておりました。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） そして、次にですね、現在県の方で馬場地区、新町、それから五条の住民に対しまして、道の拡幅に伴う説明会を先日実施されたようですけれども、県はどのような計画を持っておられるのでしょうか。例えば五条交差点から梅大路まで、あそこまで道の拡幅、すべて2車線にするというような計画なのか、そこを具体的に教えてください。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） ただいまのご質問ですけれども、9月の終わりから10月にかけて、関係するところが馬場区と新町区、それから五条区ですね、梅大路交差点から今度新しくオープンしました農協の信号のちょっと向こうにセブン・イレブンがございます。あそこの付近まで両歩道できているということで、それから延長しますと約280mぐらいを拡幅と。現道は今7.7mぐらいですので、その大体倍の14mぐらいの、一応基本的な計画があるということでございます。

それで、地域住民の方は、大変厳しいご意見を返されておまして、県の方も、主体となる県の方も再度いろんな調査をして、また説明会をするというような経過を経ております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 私のその情報が間違っていたのかもしれませんが、五条区も対象に行われたという話を聞いていたんですが、そこで私は逆にあのセブン・イレブンの方からの道についても何らかの計画があるのかなというふうに考えておりましたが、それは違うんですか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） ちょっと説明がまずうございましたでしょうか、ちょうど梅大路交差点付近が新町、五条区が入り込んでおまして、その県の説明範囲としては、五条、新町、馬場区民の方が対象になるということでございます。

実際にその道路拡幅の部分について、広めに調査すると、測量するために広めに調査しますので、そこまで呼びかけて説明をされました。それで、実際に広げる、拡幅する範囲はといいますと、先ほど言いましたところから、あそこに蘭館というコーヒーのお店がありますけど、一応そこまでということですが。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） そうすると、梅大路の交差点自体も若干広くなるというふうに解釈してもいいんですか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） そうなると思います。

これはあくまで計画ですけども、踏切のところ、国博の方からおりてきましたら右折レーンをつくるということで3車に計画はなっております。普通2車で来ますけども、そこだけ3車、交差点付近は3車ということで、広くなるという計画でございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） ということは、その国博からおりてきた車とおっしゃいましたから、国博からおりてきて右折ということは、太宰府駅の方に向かう右折車線ができるということですか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） ちょっと、ここで、図面で確認してよろしゅうございますでしょうか。

議長（村山弘行議員） ここで、11時20分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時11分

~~~~~

再開 午前11時20分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設部長。

建設部長（富田 譲） ご質問の梅大路交差点付近でございますが、JA筑紫農協を、今のお店のところからは、現況は7.5mを14mの両歩道できて、交差点近くは17mということで、直進と左車線、それから右折車線が1つできて、もう一つは対向車になって3車線ということになります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 昨日のご回答でもあったんですが、あの梅大路の交差点と太宰府駅前の交差点のあの信号の連携をよくする、そして今おっしゃったように、国博の方から来て右折して、さらに太宰府駅の方に行きやすくなるようにするというような案を県の方がお持ちのようですけども、仮にですね、梅大路から三条の方、太宰府天満宮の方に抜けやすくなったとしてもですね、あちらの駐車場の状況などを、あき状況などを示しておく看板があるか、もしくは

はですね、三条公民館付近、あのあたりにですね、さらに駐車場を増設しないとですね、かえって混乱を招く結果になると思うんですけども、市としてはそういった申し入れ、私としてはそういう考えを持っていますが、県の方に申し入れをされるようなことはできますか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） はい、それは可能と思います。

県の方がそういう地元の説明会を受けまして、先週でしたでしょうか、県に行きましたときに正確な交通量調査、右折がどのぐらいあるか、歩行者がどの程度通っておるか、直進、そういうものの調査、バックデータのはっきりしたものが出ると思います。そういうものの中にも、今言ったようなそういう可能性があるということは伝えることはできます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 私個人の意見ですが、先ほど申し上げましたように、そういった混乱を招く結果にもなりかねないと思いますので、ぜひ役所の方でもご検討いただいて、もしそうだとこのふうにとまればですね、県の方にそういった申し入れもしていただきたいと思えます。

そして、昨日ですね、安部陽議員への回答ではっきりわからなかったんですが、来年お正月の三が日の一方通行ですね、国博があるわけですから、一方通行が逆に遠くなるんじゃないかみたいな意見に対して、その一方通行は昨年までと同じような形でされるのか、それとも今年は何か新しく変わるんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 例年の天満宮の初もうで客に対する交通規制につきましては、既に筑紫野警察署、当然これは天満宮が中心にそういう交通対策会議を行いました結果、去年と全く同じような一方通行方式をとられております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） そして、地元の協力についてですけど、先ほど商工会等で接遇の研修会をされるということですが、ぜひこれは参加がですね、大勢来ていただけるような働きかけは商工会の方にもぜひ言っていただきたいなと思います。

そして、市の方としてもですね、こういった動きに連携をいたしまして、例えば観光客に対してですね、ホームページやいろんなアンケート、こういったのを利用してアンケートを実施しまして、観光客の目から見たその地域の受け入れ体制、これの問題点などを明らかにしていただくというようなことはできますか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 観光客に対するアンケート調査、これは当然必要だろうというふうに思います。

前回の特別展のときにですね、実際にあの博物館の敷地内でアンケート調査を一部行いまし

た。それは何をやったかといいますと、タクシーでお見えになるお客様に対して、どこから来られましたか、交通機関は何を利用されましたかというふうな情報もですね、アンケートをとっております。今後もこうした機会をですね、ぜひ多く設けながら、いわゆる観光客に対する、いわゆるリピーターを多くするためにはですね、こうしたご意見もどしどし聞いていきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） そういったアンケート結果をぜひ活用していただいて、商工会とも連携を深めていっていただきたいと思います。

地元の意見はですね、もっと前から計画性を持って進めてほしかったという意見が圧倒的に多かったと思います。国立博物館誘致が決定いたしました10年以上経過しているわけですが、正面玄関であります北口ゲートには、いまだにそれに見合った大きな看板もなく、初めて訪れた観光客はそこが入り口だと気づかずに通り過ぎてしまう方もいらっしゃいます。また、以前から申し上げていますが、五条の交差点から大駐車場へ向かう道は、通学路としてますます危険になります。御笠川沿いにさくを増やして通学路を確保する、あるいは元池田外科の横の道を通学路にするなど、大きな事故が起こらないうちに早急に対応されることを望みます。

これから観光客の動員数がどのように変化するか、つかめないところもありますが、先ほども申し上げましたように、国博では今後も努力をされていくことと思います。その努力に対して、誘致した自治体の責任を果たす義務はあると思います。市単独では財政的にも難しいかもしれませんが、もっと国や県に働きかけ、限られた資源を有効に使って、ホスピタリティにあふれたお迎えをすることで国博の努力にこたえることが、今の太宰府市にできる最大限のことだと思います。これから一層努力していただくことを要望して、1点目の質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 2点目の親子の居場所づくりについて回答申し上げます。

核家族化の進展により、子育てを支える地域社会の結びつきの希薄化や子育て家庭の孤立化が危惧されておりますことから、本年3月に策定いたしました「太宰府市次世代育成支援対策行動計画」、通称「にこにこプラン」に地域における子育て支援サービスの充実や子育て支援のネットワークづくりを主要課題とし、地域の子育て支援の拠点として子育て支援センターの設置を掲げております。

1番目の親の引きこもりへの対応策であります。現在個別の相談業務の中で個々に対応することにいたしております。平成18年度には、いきいき情報センター内に子育て支援センターを設置し、各種事業を地域に展開していきながら取り組んでまいりたいと考えております。引きこもりや児童虐待につながらないような人と人とのかわり合いを持つことができるような仕組みをつくっていくことは、子育て支援の基本でございます。したがって、子育て支援センターの主体事業の一つといたしまして、保育士による育児支援家庭訪問事業を行ってまいりたいと考えております。



ございます。これは、保健センターで実施いたしております乳幼児健診において、子育てに対する強い不安を訴える母親や未受診の方に、保健師や保育士が連携により、家庭訪問で育児支援を行うものですが、親の引きこもりの改善、解消になると考えます。また、親による児童虐待の防止にも役立つものと考えます。

お尋ねの乳幼児健診の受診率は、平成16年度は約97%でございました。未受診の方への対応は、個別に電話をかけたたり、再度の往復はがきで受診日程を案内したり、保健師が家庭訪問を行っております。次年度からは、保健センターと相談業務を行っている部署との連携で、保育士の育児支援家庭訪問事業により、親の引きこもりの改善に努めてまいります。さらに、地域の公民館などを活用し、家庭で乳幼児期の子育てをしている方々が気軽に交流できる場を開き、育児相談、情報交換、仲間づくりによって、子育てに関する悩みを軽減する子育てサロンを行ってまいります。このことが、親の居場所づくりの一つであり、育児不安などから引きこもりになっていた親が、地域の子育てサロンに参加できるよう支援を行い、市民が相互に子育てを支え合う社会環境づくりを行ってまいります。

なお、子育て支援課では、本年4月から市民の子育てサークルと共催し、だれでも気軽に集うことができる子育てサロンをいきいき情報センター内の和室において既に実施をしております。そのほか、地域の公民館などに保育士が出向き、子育ての相談や親子遊びの紹介などを行うことにより、親の子育てに関する不安や悩みを軽減するための出前保育を予定いたしております。これも親の居場所づくりの一環として進めてまいります。

次に、2番目のビガールームの今後の活用についてでございます。親子がいつでも自由に集える場所というのは、身近な地域にあるべきものと考えます。地域で子育てサロンなどを展開していく中で、地域の方、ボランティア、サークルなどで活動している方々にかかわってもらうことを考えております。地域での子育てサロンなどに参加する親子の状況から、ほかの親子のことが把握できることもあるのではないのでしょうか。これらを通して、引きこもりなどの早期発見、ひいては虐待防止に結びつくものと考えます。

お尋ねの屋内施設で子どもの遊具を準備し、親子に無料開放されている場所は市内に何か所、どこに設置されているかに回答申し上げます。

地域の屋内施設ということは、地区公民館などの施設であろうかと存じますが、遊具の調査を行ったことはございません。ほとんどのところが、準備されていないものと思われま。親子に無料開放されている場所についても地区公民館などということにとらえれば、自由に使ってよいという日が設定されている区や事業として親子無料で利用できる区もございますが、ほとんどないというのが現状でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 受診率の高さですとか、今後の活動につきましてはですね、保健センターをはじめとする職員のご努力は大変だったと思いますし、高く評価いたします。

そこで、これからさらに増加することが予想される引きこもり防止を行うために、幾つか提案をさせていただきたいと思います。

議員の皆さんにお配りしておりますのは、これは定期健診を受けるための問診はがきです。私を含め、このはがきを見たことがない議員の方が多いと思いましたが、配付させていただきました。これは月齢に合わせて、すべて「はい」「いいえ」だけで子どもの状態を表記するようになっておりますけれども、保護者からはですね、「はい」「いいえ」だけでは表記できない問診があり、皆さんも思い出していただきたいんですが、特に第一子のとき、迷いながら子育てをされていますから、このはがきですとすべて左側でないと正常な発育ではないと不安に感じるというご意見があります。

福岡市の例でもあるように、発育が遅れているのを恥ずかしいと感じたり、自分の責任だと感じ、人前に出るのをためらうようになってきたりする場合も多いという話もよく聞きます。また、このはがきの中にですね、子育てについて相談できる人はいますかという問いがありますが、これについて「いない」と答えた方に対しても何のフォローもないというご意見も聞きます。フォローしないのならば、なぜ項目にあるんでしょうか。事務的に尋ねるだけではなくてですね、まずこれらの点をもう少し考えていただくことはできるでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 健診の問診票のことなんですが、この問診票については「はい」「いいえ」というところで問診をしながら、この健診につきましては、医師、それから保健師、栄養指導については栄養士の方がかかわっておりますし、健診の中身は4か月、10か月、それから1歳6か月、それから3歳というところで乳幼児健診を行っております。

それで、健診を行った後につきましては、それぞれ医師の方をはじめとして、保健師、それから看護師で健診を行った後のフォローも十分やっていたらなければならないと思っておりますし、健診を行ったものにつきましては、その健診事業をやっていく中でいろいろ気づいた点とか、それから今後の課題ということが当然出てきておりますので、その年度年度ごとにそういうものをまとめながら、次の健診事業につなげていくというところで、この問診票だけで判断するということではなくて、いろいろ健診結果についての所見内容あたりも18項目ぐらいに分けてですね、集計もやっておりますので、事後のフォローにつきましても、今後きめ細かな対応をやっていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） ぜひお願いします。

そういった際に、やはり現場のお母さん方の意見もぜひ取り入れながらやっていただきたいと思います。

そして、先ほど部長の方もおっしゃいましたが、太宰府市内には子育てのボランティアサークル、それから託児サークルがあります。先ほど子育てサロンということで、いきいき情報センターの和室でも実施していくというふうにおっしゃっていましたが、こういったものは

なかなかまた周知が徹底するまでに時間がかかったりすると思いますが、定期健診の際にですね、今は栄養士とか保健師などによる相談窓口はあるようなんですが、その核家族化が進む中、そのカウンセラーに相談するまではないけどもささいなこと、こういったことをですね、このようなボランティアの方にご協力をいただいて、子どもをその場で遊ばせながらですね、育児の悩みを育児経験のある母親に気軽に相談できるコーナーをつくることはできないでしょうか。

さらに、こういったサークル活動をはじめとする子育てに関するボランティアグループの紹介とか、市の施策、様々な情報を提供する掲示板などの設置、これもぜひご検討いただきたいと思います。

こういったものがですね、健診のはがきに案内がありますと安心する母親も非常に多いと思います。先ほどおっしゃったように、母親同士のネットワークは親の引きこもりや虐待の情報を行政より早く入手することも多いようです。行政としては、ほとんど予算もかからないわけですから、事が深刻にならないためにも、このようなサークルと保健センター、そして子育て支援課が連携を図りまして、母親同士の間関係で解決できそうな場合、あるいは一刻も早く対応が必要な場合など、ケース・バイ・ケースで対応できる体制づくりを行うことはできますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） ただいまの貴重なご意見をもとに、さらに内部的にも連携を、それからボランティア、サークルとも連携をしながら行ってまいりたいと思いますし、今既にサークル活動の分、そういった分はチラシ等作成しながら、いろんなところに掲示したり配付いたしておりますが、やはりたくさんの方々の方に触れる、知られるということが少ないようでございますので、そういった分につきましては、これからさらに力を入れて、多くのお母さん方にわかるようにしていきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） そしてですね、この母親のネットワークを構築するためでもある親子の居場所なんですが、例えばお隣の野城市を例に挙げますと、おもちゃなどがそろって、親子がいつでも自由にでかけることができる子ども専門の場所が市内に2か所、そのうち1か所は土日も開館しています。その中には、おもちゃをそろえた子どものための図書館もあります。また、市内4か所ある各コミュニティセンターにおいても、毎日部屋を開放し、午前中は就学前の子どもと親を対象に、4か所とも保育士の資格を持った指導員がついています。さらに、午後は小学生以上を対象に遊び場として開放しているそうです。つまりお隣では市内に必ず6か所は、子どもが退屈せずに親子で自由に出かけられる場所があるわけです。

一方太宰府は、先ほどのご答弁にもありましたように、行政が保障している親子の居場所は、いきいき情報センターのビガールームだけです。しかも、そのビガールームも所管が地域振興課であるため、市の主催事業で託児が行われている場合や、ほかの大人のための習い事教

室が行われている場合は使用することができません。これから同じ建物の中にですね、子育て支援センターができるわけです。しかし、今の状況ですと、この子育て支援センターも単に事務所的な機能の方が多いようで、ぜひここにですね、親子がいつでも自由に集うことができる場所を設置する必要性を私は強く感じます。

そこで、このピガールームをですね、まずその親子が常時使える居場所として市が保障することはできないでしょうか。地域振興部長、子育て支援担当部とですね、連携を図って検討していただけないでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 今現在のこのピガールームそのものについては、この親子の利用とというのはですね、確実に使えるのが毎週月曜日と木曜日ということで開放されているようですが、今後この趣旨にのっとりながら、できるだけ活用しやすいような検討を所管部の方としていきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） これは、特に乳幼児を持っている母親の皆さんからは、本当に強く要望が出ておりますので、ぜひ真摯に対応していただきたいと思います。

そしてですね、次にさらなる親子の居場所づくりのためなんですが、助役にご答弁をいただきたいんですけども、今大野城市を例に太宰府市との親子の居場所についての比較をいたしました。春日市でもですね、各コミュニティごとに児童館があります。しかし、その太宰府は、今申し上げましたように1か所だけです。しかも、常時使えるのは週に2日しかありません。そういった現状の中でですね、今年太宰府市内の共同利用施設は、指定管理者制度による条例改正は行われませんでした。市の所有施設ですよ。そこで、その施設のうち最低でも1か所、できることなら2か所程度ですね、親子の居場所として開放することはできないでしょうか。これは、所管が教育部と子育て支援担当部の2つにまたがっておりまして、また条例改正、そして地元との協議も必要になりますので、総合的な判断が必要になるので、ぜひ助役のご意見を伺いたいと思います。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 今ご質問がっております親子の居場所づくりについて、子育て等についてはいろんな悩みがあるでしょうし、私どももその経験をしながら今日まで来ておるわけです。特に今の状況下、少子化の状況を踏まえるならば、今提起されておりますようなどこにでも相談ができる、自由に行けるような、そういった場所というようなこと等については、ある意味においては必要性は感じます。どこに、どういうふうにとというような形の中ですけれども、いきいき情報センターのピガールームでありますとか、そういった施設がございます。

もう一つは、私どもは常に考えておりますのは、ストックの活用といいましょうか、その例え、今も市長と話しておったんですけども、放課後の学童保育所があるわけですけれども、あの施設等については、就学が終わった後、5時以降、あるいは4時以降ぐらいになるか

もしれませんが、そこから使うというような形がありますので、午前中は少なくともそういった親の居場所づくりの施設として活用するというようなこともできるでしょうし、あるいはいろいろ、私ども既存の施設の中でもっともっと活用できる、知恵を出せばストックの活用の中で十分、新たに施設を設けずともできる部分があるというように思います。

それからもう一つは、今の既存の公の施設の中におきましても、今提起がっておりますように、縦割りではなくて横割りの中でこの考え方、今言われましたような親の居場所等々の確保について、横割りの中でも総合的に判断できるというように思いますので、調整機能をそこに持っていけばその辺のところは十分可能だというように思いますので、提起されております部分等については、再度行政内部の中で慎重に考慮し、どうしたらできるかというような方法の中で考えてまいりたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 特に高齢化が進んでる地域におきましてはですね、あの乳幼児を抱えた母親は必ず自分がついていかなければならないわけですが、近くに行く場所がないということで、本当に相談が私のところに多く来ています。

親の引きこもり、また子どもの犯罪防止の観点からもですね、親同士の連携というのは非常に大切です。就学してからよりも乳幼児のころから親同士が人間関係を構築できる環境づくりを行うことは、子どもが就学した後もPTAの連携強化につながっていくと思います。

今、市は財政難ですけれども、だからこそ今助役もおっしゃいましたように、知恵を絞って、低予算で実現できる施策を積極的に実施していただきたいと思います。

市長も子育て支援を最重要施策とおっしゃっています。今私が申し上げたことは、ほとんど支出の必要はありません。強いて言えば、子どものおもちゃ購入程度だと思います。どうか太宰府市で大きな事件が起こらないよう、今市でできる範囲のことを積極的に行っていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

次に、12番小柳道枝議員の一般質問を許可します。

〔12番 小柳道枝議員 登壇〕

12番（小柳道枝議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、2項目にわたり質問させていただきます。

まず初めに、女性消防団についてお伺いいたします。

消防署員、また本市の消防団員の皆様方におかれましては、いつ起こるとも知れない火災や災害に日々、そして昼夜を問わず、市民の生命と財産を守るためご活躍いただき、改めましてこの場をお借りいたしまして、心より感謝申し上げます。また、消防署員、団員のご家族の皆様方のご理解とご協力をいただくとともに、はかり知れないご心労やご苦勞もありのことと  
思います。

本市においては、平成14年に一般公募を行い、本部所属の女性消防団として結成がなされました。私も、新年の合同出初め式、9月の防災訓練、また筑紫地区で行われるポンプ操法大会などで、太宰府市の女性消防団の入場行進など目にとまることもあり、男性消防団員と同様、てきぱきとした活動に本当に心強く思うものであります。

今後、地域に根差した女性消防団員としての活躍に期待することから、次の3点についてお尋ねいたします。

1点目は、女性消防団結成に至る目的及びその経緯、現在までの活動内容についてお伺いいたします。

2点目は、今後女性消防団員の増員の計画と、各分団への配置についてお尋ねいたします。

3点目は、地域と連携した活動の考え方についてお伺いいたします。

次に、裁判員制度導入についての本市の啓発及び市民に対しての広報活動の取り組みや計画などについてのお考えをお尋ねいたします。

この裁判員制度は、国民が刑事裁判に参加し、裁判員と裁判官がともに被告人に科する刑の内容を話し合っ決めて決める裁判員制度を定め、平成16年5月、裁判に参加する刑事裁判に関する法律が成立し、平成21年5月までに始まることとなり、文部科学省、法務省、最高裁判所は、都道府県に対し本制度の周知、啓発活動に関する協力依頼の通知がされ、県においては各市町村への協力依頼が周知されているようでございます。

この裁判員制度が開始されましたら、対象となる事件数によっても考えられますが、1年間に国民の130人から160人に1名が「裁判員候補者」として裁判所に呼ばれ、116人に1人が一生に一度裁判員を体験することになり得るとのデータもあることから、基本的な役割や意義についての知識など学習の場を提供することが不可欠だと考えられます。

法律などは、一般市民にとってまだまだ身近なものとは考えられず、また自分の生活と密着したものとはだれしも感じていないのではないのでしょうか。もし、自分が選ばれたらどのように対応すればよいのか、耳なれない専門用語に戸惑いと驚きを隠せないことでしょうか。この制度を広く市民に理解していただけるよう、学習の場の提供などのお考えをお聞かせください。

以上、再質問は自席にて行います。

議長（村山弘行議員） ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時49分

~~~~~

再開 午後1時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

総務部長（平島鉄信） 議員の皆様には、消防の出初め式はじめ、いろいろな消防活動にご出席、ご支援をいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、1点目でございますけれども、本市では平成14年4月1日から女性消防団員の採用を

行いまして、9名の入団者によるスタートをいたしました。

女性消防団の採用目的でございますけれども、原則的には男性消防団と同一でございます。それから、特にこれまで災害防御活動が主体であった消防団活動において、十分な実践ができておりません防火思想の普及啓発、高齢者宅の防火啓発訪問、あるいは応急手当の普及指導など、活動を主体的に担っていただくことを目的といたしております。今日まで、各種の訓練、研修を積み重ねまして、本年度から75歳以上の独居高齢者宅の防火指導訪問を全市的に行う取り組みを始めております。訪問先では、いろいろな悩みを話す機会ができてよかった、これからも訪問してほしい、そういう高齢者との信頼関係ができつつあるという報告を受けているところでございます。また、11月には応急手当普及員の資格を取得いたしましたので、今後心肺蘇生に関する事など、救命に必要な手当を学びたいとの要請にこたえるべく、消防署と連携をしながら市民の中に入っていく活動をするようにいたしております。

次に、2点目につきましては、本市消防団員の定数250名のうち本年度の女性消防団員は14名で、平成14年度から見ますと5名の増員となっております。現在防火啓発の普及活動を主体的に行っておりますので、この実績等を見ながら、今後女性消防団員の増員やその配置について検討していきたいというふうに考えております。

3点目ですが、現在行っております高齢者宅の防火指導訪問等を通じまして、より市民の声を把握し、女性消防団員の活動をPRしながら、その要望等にこたえられるよう自治会等とも今後は連携しながら実施をしていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） ただいまご答弁いただきました女性消防団が結成されて以来、今3年が経過いたしておりますけれども、その中でただいまご答弁にありましたように、防災を兼ねて75歳以上の家庭訪問等々を行い、また話し相手になっているということのご答弁がございました。

その中で、私が今女性消防団の方からちょっとお伺いした話によりますと、その救急救命の応急手当普及員の資格を14名の方がみんな心肺停止の講習を消防署と連携のもとで取得されたということでございますが、それは皆さんが全部、その全員が取得されたのか。

それと、この女性消防団に入団する条件、また何歳から何歳までとか、そういう条件等々ありますのでしょうか。

そして、それともう一点が、今女性消防団が地域で、この前もちょっと私の自治会の方でちょっと火災があったんですが、これ安部議員の方からまた後ほど質問があるとは思いますが、その際に男性消防団、消防署員、そして地域住民が取り巻く中に女性消防団の姿を見かけました。本当にお手伝いというのか、一緒になって気遣いをなさっていた面が見えましたけれども、その中で市民の中から「あの方はどういう方なんですか」という、要するに女性消防団があるということを知らない市民の方が多ございますので、そのPR方法等々をお聞かせ願えればと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 心肺蘇生の講習については、15人のうち13名ということで、お二人の方は都合で行けなかったという形で、いずれは講習を受けてもらうつもりでございます。

それから、ちょっと2番目聞き取れませんでしたですが、もう少しPRが足りないのではないかなというお話ですけども、先ほど言いましたように、やはり火事があるときには女性消防団も男性と同じような形で出動をしていただいております。そして、訓練がまだ十分でございませんので、広報活動という形になりますので、ご心配してお駆けつけになられた方の整理とか、あるいはそのほか周辺の整理関係をしていただいております。

消防団の募集のときには、かなり広報とか新聞にも載せていただきまして、かなりその広報はしているつもりでございますけども、一、二年間、自分たちの技術を磨くという形で大きな活動をしてまいっておりません。今年度から初めて75歳以上の高齢者住宅をということで、それを積み重ねることによってなおいろいろな自分の技術の取得というんですかね、あるいはいろいろな問題点等が見えてくると思います。そうなりますと、もう少しこういうふうな消防団活動をしているんですよと言える時期じゃないかと思っておりますので、来年以降はもう少し地域の方とも連携を取りながら、例えば今は個人宅しか回って教えることができませんけども、いずれはその区域の方をお集めして、いろんな啓発をしたりとかですね、そういう方向になっていけば認知度が高まるんじゃないかと思っております。

いずれにしても発展途上でございますので、もう少しPR、あるいは実績が上がるような仕組みづくり、活動をしていただきたいと、そういうふうに願っておりますので、そういう方向で進めていきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 今ご答弁いただきましたけれど、私の質問の中に女性消防団に入団するときの条件等々がありましたらとお尋ねしているんですが、ご回答をお願いします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） これは、太宰府市に居住あるいは勤務している方、それで年齢がたしか男子消防団と一緒にだと思っておりますが、50歳までという制限があります。下は18歳から50歳までと、そういう形で身近にやはりこういらっしやらないと、緊急の場合にはお役に立ちませんので、そういう制限をつけさせていただいております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 今男性消防団という、男性、女性ということではなく、消防団員の条件に見合うということであるということのご説明で、50歳という年齢なんですけれども、今男性の、男性と言うたらいけないんですかね、消防団の最高齢者はおられますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 募集が50歳まででございますので、それから何年いるかは本人の体力が続くのを見きわめたり、あるいは若い人と分団も交代しないと活動に支障がありますが、現在最

高齢者は61歳ぐらいが最高齢者になっていると思います。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） はい、ありがとうございます。

やっぱり年齢にかかわらず、年齢が高くなればなるほど、また生活経験、そしていろんな体験がありますので、そういう知恵もあるということで、最初の入団には若い方たちが、その女性の場合は50歳までとありますけれども、その辺もちょっと配慮願えればなと思っております。それは、希望としてももう少し年齢を高めていく必要性もあるのではないかなと思っております。と申しますのも、やっぱり地域にお昼いるのは女性で、まあお母さん、例えば家庭におられる方というのは、やっぱり50、60の方が多ございますので、ソフトの面からいうのであれば、女性消防団を核として、その地域の方にですね、自警団みたいな形で組織化するのも一手ではないのかなと考えております。

それと、今女性消防団員に14名の団員がおられるわけですが、この14名の方たちの地域割りというんですかね、自治会、どの、例えば西校区に何人、東小校区に何人とかというのがわかりでしたら、ちょっと教えていただけませんか。

それと、なぜそういうのを聞くかと申しますと、その地域割りがあってはじめてその下に、先ほどご答弁にありました地域との連携というところにつながっていくと思いますので、お願いいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 今回は、女性消防団という別枠を設けて募集しました関係で、市域全域から、あるいは勤務されているところ全域から募集しておりますので、数もそんなに多くはございませんので、散らばったような形で募集をいたしますので、そういうような形態になっております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 地域連携という言葉があるのであればですね、やっぱりその例えば今44の行政区がありますけれども、これでは今250名の中に含んでいるということでございますので、ちょっと無理があるかとは思いますが、例えばこれを小学校区割り、7つの小学校区割りとか、そういうところで広げていくという考えと、これから先ですね、やっぱり地域で活動を根差していくのであればなおのこと女性消防団の人数の増員、そして今どこでも、この前ラジオでちょっと放送があったのを耳にしたんですが、全国的に消防団員という定数が枠の中に余りがあるというんですかね、入団者がいないと。それを補っていくのはやっぱり地域性を考えて、家庭にいらっしゃる、地域にいらっしゃるその女性の方、それから以前消防団なさっていたけれどもやめられた、そういう方たちのまた復活、そういうもので考えていくべきではないかと、地域住民の安全を考えれば、やっぱり遠くにお勤めなさっている人よりも地域におる人が初期活動、初期消火、そういうものには一番身近じゃないかなと。そうなりますと、やっぱり校区割り、例えばその7つの小学校区あたりで女性消防団を核として、それにま

たOBの方たちを交え、そして自治会の方にまた自警消防団みたいな形を組織的につくっていきるのが理想じゃないかなと思うんですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 私ども定数が250名でございまして、大体4月1日に退団される方もあれば入られる方もいらっしゃいますが、ほぼ皆さんの協力がありまして250の定数ぎりぎりまでほぼ埋まっております。全国的にはですね、今小柳議員が言われるように、定数まで届かないところがあるところからですね、今言われましたように女性消防団員をそのために採用する、あるいは退団者、OBをですね、普通の団員と同じじゃなくて緊急のときだけ出ていただくというような形で訓練も少なく、緊急時のための消防団、OB団を設けようとかですね、いろいろな工夫がなされて、いざというときに消防団の活動ができるような形を今国としても考えているようです。

そういうことから、消防団は分団をつくりまして、各部を設けて地域ごとにやはり分団、部を設けております。それは、主に男性の方で組織している分でございます、そういうところはやはり地域に密着して、例えばあの観世地区ではですね、堤防の野焼きをするときには、その団がその警戒に当たるとかですね、そういう地域密着型でやっているところもありますし、いろんな例えば高所、高いところに上って、何とかせないかんとかですね、という場合には、地域の消防団を利用するとかという自治会活動の中で行われる部分があります。

女性消防団の方はですね、それを散りばめたのがいいかどうか。今消防団と同じような、男性と同じような役割は担わすつもりですが、男が独居老人のところに行って、がさがさがさ上がって、警戒に来ましたと言うのと、役割分担になるとその男女問題がありますけども、やはり女性が行って、火の取り扱いのあり方、あるいは危ないかどうかという点検、そういうのは女性が持つ能力が高いんじゃないかというようなことで、女性の消防団の方にどういう活動をやった方がいいのかということをお聞きしまして、女性消防団の総意で、こういう活動はやはりすべきじゃないかと、そういうふうなもに行っておりますので、男性の中に入れるのがいいのか、あるいはそういうふうな特別の事情がある方に入れた方がいいのかということも考えていきたいと思っております。ただ、これが数が多くなりますと、やはり同じように、男性と同じような消防活動をしていただく役割も担っていただかなければいけないかと思っておりますけども、もしばらくはその成果を見て、考えていきたいなというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） ぜひとも市民の安全を守るために増員の検討をしていただければと思っております。

と同時に、先ほども答弁の中にありました女性のソフト面ね、男性のハード面とうまくリンクさせるためにも、どうしてもソフト面を大事にしていかなきゃいけないと思っておりますが、そのためにもやっぱりこの火災とか災害というのはいつ来るかわかりません。そのために、できればですね、やっぱり子どもたち、幼稚園、保育園、小学校あたりにですね、警察の交通指導が

回っていらっしゃるように、そういうふうな取り組みも私は必要じゃないかなと思っております。それを進めていくことが、今太宰府で提案されております「安全・安心のまちづくりの条例」にもつながっていくのではないかなと考えておりますので、どうぞご検討願いますようお願いいたしますと同時に、またもう一つが、今女性消防団の方が独居老人、そして75歳以上の家庭を訪問なさっていて、もし万が一その地域で何かあった場合にですね、そういうその事後の報告、そういうものが、例えば消防署、それから消防団、それから女性消防団、地域の区長さんとか、そういう方たちとの情報交換とか、何ていうんですか連絡協議会、そういう連携プレーにつながっていく、いざというときにあそこの家には動けないおじいちゃんがあったよというふうなときに、そういう情報を提供できる場をつくられるお考えがありますか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 毎月消防団の幹部会議というのを開いております、その中でも女性の代表の方に出てきていただいております。今までの活動、毎月の活動についてこんなふうなことですよということは情報交換しておりますし、家庭訪問しますと、今度は訪問のプライバシーの問題がありますので、皆さんに公開はしませんけども、そういうものは上がっていきまして、問題点があるものについては、幹部会で名前を伏せて、こういうふうな状態のところもあるというようなことの認知をしております。いざという場合は、それを生かして活動を行うと、そういう形で進めているところでございます。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） その点も留意をなさって本当に安心できる太宰府のまちをつくっていただきたいと思っております。

この女性消防団については最後になりますけども、この女性消防団が平成14年に創設されて、女性消防団結成の取り組みには本当に防災全般に関する市民の関心を高めるためにも広く、また市民に対しても啓発活動の原動力となっていると思っております。目に見えないプラス面の効果は大いなるものがあると確信いたしております。また、執行部より太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例が本議会に提案されておりますが、市民が安全に安心して暮らしていくためにもこの条例の充実を図るためにも、消防署、消防団、地域との強い連携のもと、この女性消防団の育成に取り組んでいただきますようお願い申し上げます、この質問は終わります。

次のご回答お願いいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 裁判員制度についてのお答えです。

司法制度の改革の一つとして市民に開かれた司法を目指し行われるものでございまして、平成16年5月21日に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、平成21年5月までに実施される予定でございます。裁判員制度は、国民の選挙権を有する人の中からくじで選ばれた方が裁判員となり、裁判官と一緒に刑事手続のうち地方裁判所で行われる刑事裁判の審理に参加し、有罪、無罪を判断をしまして、有罪の場合はどのような刑にするのか裁判官と一緒に

決める新しい制度でございます。

しかしながら、国内においても実施日は正式にはまだ決定しておりませんで、まだまだ制度自体の理解はご指摘のとおり浅いというふうに考えております。制度の趣旨を理解していただくためには、本年7月1日に文部科学省から、あるいは法務省、最高裁事務総局から連名通知によりまして、図書館等の社会教育施設に対する裁判員制度のパンフレットの配布をお願いしたいということが、都道府県の教育委員会の教育長に対して協力が出されております。

私ども、つい先日、1週間前にやっとうこういうパンフレットが届きまして、初めてその内容がわかったわけですが、本市としましては県や地方裁判所などと連携しまして、この制度広報については各戸に配布する広報紙あるいはホームページ等で啓発をしていくというふうに考えております。現在においても県から具体的なですね、動きがまだございませんので、そういうのを見ながら啓発普及に努めていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 国が新しい法律をつくり、そしてそれを市民に協力依頼という形が今回のこの裁判員制度だと思います。私が今回これを質問に上げさせていただきましたのは、今埼玉県志木市それから広島市、東広島市、長崎等々では社会教育の現場及び生涯学習の観点から専門的な裁判官そしてまた弁護士さんの方たちの公開講座、そしてまた市民にいち早く啓発するためにこういうふうな講座を開かれまして、法が施行される以前までに市民サービスという形からこういう公開講座がされておりますが、本市においては今のご答弁ではまだ県からおりてないという、確かに市町村にまだ届いていないところもあるかと思いますが、現にこのように何市何県にわたって公開講座が開かれたり、裁判員という難しい耳なれない言葉に市民が戸惑わないようにですね、早くからケアをしているところがありますが、例えばこの裁判員制度のPR及び啓発の依頼が国、県から要請があった場合には、どの部署でどの担当窓口でなさるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） これに近いものとして今、検察審査制度というのがあります。要するに事件が起きたときに裁判にかけかかけないか、これはもう裁判にかけた後ですけども、そういう制度がございまして、その候補者を決めるときにはこれと同じように選挙権を有する者の中から候補者を選出して検察庁の方で選定をされるという形がありますので、これも恐らくそういうふうな選定の制度が、市町村に事務的に負わされるのではないかなというふうに感じております。ですから、今のところ窓口は総務部ということになります。これは社会教育の一つの講座として設けるあるいは出前講座という形になるかもわかりませんが、そこそこによって所管が違うのではないかなと思っています。何せ、年間平均的に刑事事件が3,300件あるみたいなんです。それに対して6人の裁判員という形になりますので、約2万人の方が全国で実際に当たられるという形になります、平均です。そういうことから、そう遠くない身近なものという形に感じておりますので、その時期にはそういう形の、適した施策をやっていかなければ

いけないというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 平成21年までに施行ということになっておりますけれども、私が舞鶴にありますが検察庁でお伺いいたしましたのには、最終が平成21年であっていつ始まるかわからないというのが現状だと伺いました。こういう法律とか裁判とか難しい問題に市民が本当に出会ったときにですね、どこに尋ねていけばいいかなというときに市民サービスの観点から、どうぞ指導願えるようお願いを申し上げます。

国の新しい制度が法律という言葉でですね、市民は本当にアレルギーがあるとは思いますが、でも自分がもし選ばれたときにどうしようと、本当に避けては通れない問題だと私はとらえております。もし、自分がそうなったときを想定して学習することは、本当避けては通れないということも考えられますことから、行政の側面的な、そしてまたそれを支援していく体制をお願い申し上げまして、本日の一般質問は終了したいと思います。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員の一般質問は終わりました。

次に、4番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔4番 橋本健議員 登壇〕

4番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の2項目について質問させていただきます。

まず1項目めは、太宰府市民吹奏楽団の支援についての質問です。

9月議会での公共施設使用料減免廃止の最終決定は、本市の財政悪化の見直しと指定管理者制度の導入によるやむにやまれぬ決断ではありましたが、スポーツと文化及び社会教育団体にとりましては痛手を受け、厳しい運営を余儀なくされ、数多くの団体が自主運営に向け頭を悩ませておられることと思います。

さて、太宰府市民吹奏楽団もその一つであります。平成5年1月結成以来、目下、存続か解団、解散かという大変深刻な事態を迎えております。本市の楽団は、日本吹奏楽連盟のコンクールやコンテストに照準を合わせた団体ではなく、一人でも多くの市民の皆さんに生演奏のすばらしさを伝えたい、そして子どもからお年寄りまでが十分楽しんでいただくために趣向を凝らし、演出と選曲、またその進行の軽妙さは会場のお客さんと一体感を生み出し、吹奏楽独特のハーモニーのすばらしさを堪能させてくれます。

春には、約30チーム参加する大人と子どものソフトボール合同開幕式に演奏で花を添えてくれました。また、ねりんピックに見られますように、年10回ほどのボランティア演奏と慰問演奏、さらに年2回公民館ホールで定期演奏会を開き、その活動ぶりや人気はかなり市民の皆様へ浸透してまいりました。昨年のクリスマスコンサートでは、開場前から親子連れや中年にお年寄りといった方々が長蛇の列ができ、ホール600名の定員に890名の入場者を記録。中央公民館ホールでは年間を通じ、講演会やシンポジウムなど様々な催しが行われておりますが、こ

のような光景は初めてであり驚きでした。来場者の年齢層も幅広く、市民から親しまれ期待されている市民吹奏楽団は、歴史と文化のまちにふさわしい一助を担っていると言っても過言ではありません。

今回の減免措置廃止に伴い、今後運営資金の一部として入場料を取ったらどうかという意見もございますが、公民館ホールでのコンサートは自分たちの発表の場とは考えず、中央公民館使用料を無料にしている市と市民への恩返しの場合という一貫した太宰府市民吹奏楽団の方針でもあります。減免廃止により、平成19年度から公民館使用料が50%負担となり、概算で年間使用料40万円の2分の1、つまり20万円の負担。これに2回の定期演奏会での使用料約54万円を加算しますと計74万円の支出となります。平成21年度の使用料は全額負担ですから、吹奏楽団の運営がいよいよ不可能となります。

団員の会費すなわち団費は定期演奏会チケット、チラシの印刷費や楽譜代、それに照明委託費や衣装代などもろもろの経費を賄っております。現在1人当たり月2,000円で年2万4,000円と2回の演奏会のために個人出費が1万1,000円で、合計3万5,000円のお金を徴収されておりますが、これ以上の個人負担は限界であります。口頭ではわかりづらい部分もございますが、逼迫した財政状況であることには間違いありません。

そこで質問をいたします。

1点目は、減免廃止は他団体との兼ね合いもあり公平を期さなければなりません。したがって、練習会場として年間約50回弱の公民館使用料は支払わざるを得ませんが、少なくとも2回の定期演奏会につきましては、公益性かつ市民への還元と文化振興事業であります。よって、太宰府市あるいは教育委員会主催か共催事業にさせていただき、支援策として演奏会における使用料の免除をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

2点目は、今後の市民吹奏楽団存続のために市の執行部の方と代表団員との協議の場を早急に設定していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。執行部のご回答をお願いいたします。

次に、2項目めの聴講生制度についてお伺いいたします。

先月、11月16日に人口3万2,674人の愛知県扶桑町に総務文教常任委員会で行政視察に行きました。扶桑町教育長の発案により、地域に開かれた学校づくりを目指して勉強したい方を町報で公募し、学習の機会を与え、子どもたちと一緒に学んでもらおうという試みです。

聴講生制度を始めて3年目、現在4名の方が小学校と中学校で学んでおられます。平成15年度は11名、平成16年度は6名の受講生がありなかなかの好評で、こんなよい制度は守っていかなくてはという聴講されている方の意見や、直接子どもたちと接し昔と何ら変わらない素直な子どもたちの中でごく自然に仲間として勉強されているようで、先生方も姿勢を正し、緊張感を持って授業に臨まれているようです。

生徒たちのメリットは、年代の違う方と触れ合うことにより人生観の学びや先輩を敬う意識が芽生え、また聴講生の授業に対する熱心な態度が生徒たちへ好影響を与えているとのことで

した。そのほか、聴講生は先生をカバー、例えば俳句の得意な方が国語の授業をされ俳句コンクールに出品し、多くの作品が全国審査まで残り、優秀な成績をおさめられています。さらに、先生方の教え方や子どもたちの様子をよく見ていただいているし、一石二鳥どころか一石数鳥の聴講生効果が上がっており、この制度の導入は間違いなかったという自負と、自信を持って全国に発信したいと教育長は熱っぽく語っておられました。

福岡県那珂川町では一昨年から扶桑町を視察、平成15年12月に聴講生制度実施要領案を作成、教育委員会や校長会に計画発表後検討に入り、学校との調整を経て説明会を開き、そして町報で公募、今年の9月から開講されています。また、つい先日11月30日の新聞には須恵町でも導入された記事が掲載されておりました。この聴講生制度は予算を組む必要もなく、費用要らずの魅力ある制度であります。

太宰府市在住者の中にも、戦争で十分勉強ができなかった方々や、英語に限らず数学、社会、理科、音楽などの勉強を再度やりたい方、また定年後で何かに挑戦したい方など手を挙げる方はおられるはずです。この聴講生制度は、児童・生徒とのふれあい交流によって若返りと生きがいに最適な制度ではないでしょうか。本市におきましても生涯学習の一環として、ぜひ導入のご検討をされてみてはいかがでしょうかと思います。執行部のご見解をお聞かせください。

以上、2項目につきまして件名ごとのご答弁をお願いいたします。再質問は、自席にてさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） まず、1点目についてご回答申し上げます。

市民吹奏楽団におかれましては平成5年1月に結成されて以来、今日まで定期コンサートや各地域での依頼演奏会など年間を通して活発な演奏活動がなされていますことに対しましては、本市の音楽文化の向上に一翼を担っていただいていることはもとより、市民の皆様の楽団に対する期待も大変大きいものがございます。

ご質問の会場使用料の免除についてでございますけれども、市民吹奏楽団に対しましては、去る11月9日の日に役員の方々に説明会をさせていただき、またさらには12月1日に支援に対する要望書もいただいております。この中におきまして、吹奏楽団からは年間予算や事業実績など運営にかかわる内容も含めまして、減免規定の見直しに伴う様々な問題点もお聞きをいたしました。今後の吹奏楽団に対する支援につきましては、ご質問にありましたように当面の対応といたしまして2年間は激変緩和措置として半額は補助で対応するということとなりますけれども、市といたしましても市民吹奏楽団が将来に向けてどうしたら自主運営できるかなども含めまして、今後とも積極的に楽団の皆様と協議をまいります。

以上です。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ただいまご答弁いただきましたけれども、結論は半額補助でというこ

と、今の段階ではそういうことでございました。今回の質問はそれ以後、平成19年度以降にですね、瀬戸際に立たされる吹奏楽団の実情と団員の切実な思いを知っていただきたいという一念で質問をいたしております。

1点目の質問の回答に関しては、この資料を見ていただきながらですね、後ほど再質問をさせていただきます。

2点目の質問の協議の場に関しましてのご回答がなかったんですが、よろしく願いいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 今後とも積極的に団員の方を含めまして、協議はさせていただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ぜひですね、協議の場といいますか、相談、お話し合いの場という形で、ひとつよろしく願いをいたしておきます。

その協議、話し合いしていただく日程でございますけれども、いつごろしていただけるか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 楽団の役員の方の日程もございましょうし、お互いに調整をしながらできるだけ早いうちに協議の場は設定をさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 団員の方もちょっと不安感を持っていらっしゃるようですので、ぜひ早目に協議していただければと思います。よろしく願いいたします。

ここでですね、市長に2点お伺いしたいと思います。市民吹奏楽団の代表から市長あてに要望書が上がっていると思いますけれども、これをお読みになったかどうかという質問と、それからもう一点は、市民吹奏楽団の存在についてどのようにお考えでしょうか、ご意見をお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） ただいま市民吹奏楽団の今日までの経過あるいは功績というようなこと等についても含めて、部長の方から話がございました。私どもは、この財政の厳しい状況下におきまして減免廃止の措置をさせていただきました。今からの各種団体等々につきましても、守備範囲といいましょうか、どこからどこまでが行政がやるべきでどこからどこまでは主体的にその団体でやるというふうな、そういったことも含めて将来的には定期演奏会におきますところの一部賛助金を取るとか、そういった形、少なくとも運営費等々については賄うと、自分たちで賄うというふうなことの方向性も含めて、協議をきちっと私ども説得といいましょうか、を行っていく必要もあるだろうというふうに思っております。こういった、例えば楽器でありますとかそういったところ等については支援していくとか、そういった形等々が協議の中で出てまいろうというふうに思いますので、全般的な今までがこうだったからこうでいくというよう

なことではなくて、今から先等について状況の変化によって対応していくこともまた必要というふうに思っておりますので、その辺のところを含めて協議をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） はい、ありがとうございます。

要望書の件ですが、再度市長の方にお伺いさせていただきます。要望書、吹奏楽団から上がっている要望書には目を通されたかどうか、ご返答をお願いしたいんですが。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま太宰府市民吹奏楽団に対する要望書が私の方に参っておりますが、ただいま部長、助役から答弁いたしましたように太宰府市民吹奏楽団の活動はよく承知いたしております。先般行われましたねりんピックのときに吹奏楽団、大会開会式等につきましても出演を願えましたし、私も皆さんの活躍を十分承知いたしております。ただ、どこの範囲まで市が援助するのか、その範囲等につきましてもそれぞれの文化団体の活躍があるわけございまして、それぞれの形でのご援助の要請はあっております。太宰府市民吹奏楽団につきましては、日ごろの、今申されましたようなそれぞれの中央公民館のコンサート活動等市民への文化活動、大変ご協力いただいておりますことを承知いたしておりますので、今後、吹奏楽団の運営、それから今後のその団運営のための助成等々については要請文でございますが、十分協議してまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 要望書でございますけれども、これはもう団員約60名ですね、切実な思いが託されております。ぜひ市長も目を通していただければと思っております。よろしく願いいたします。

今年のクリスマスコンサートも昨年同様ですね、立ち見席が出まして通路までふさがり大盛況と。このように年2回の定期演奏会は今や人気を博し、市民の楽しみにもなっております。

ここでちょっとですね、先ほど地域振興部長の方から回答がありました11月9日の説明会の資料がございます。これをちょっと整理させていただきますと、平成18年度、市民ホールでの定期練習がですね、今毎週金曜日に週1回で月4回の、年間48回になりますね。この定期練習の分は平成17年、今年でございますが、12月9日までに申し込めば、平成18年度分は100%減免と、そういうふうな規定になっているようでございます。ですから、平成18年度は100%減免と。それから、平成19年、平成20年度の2年間は緩和措置として50%を補助しましょうと、2分の1負担。平成21年度以降、これが減免廃止ということで市民吹奏楽団はもう全額負担しなさいと、こういうふうな規定になっておりますが今の内容に間違いがないでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） そのとおりでございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） そうしますと、もう一回確認させていただきますが、来年度の平成18年度は100%減免ということであればですね、この7月と12月に定期演奏会をやっておりますが、その使用料については今年と同じ扱いでいいという解釈でよろしいのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 12月までに予約を既にしていただければそのとおりになります。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 申請はしているということを私も聞いておりますので、来年度のその2回分の定期演奏会の使用料は減免ということでありますね。はい、それからこの資料の中です、7つほど項目がありまして、4項目めの括弧書きの中にですね、補助金の支出は清算払いと。要するに使用した場合、公民館の舞台を使用して会場使用料を払うわけですけども、補助金の支出は清算払いとあります。では、吹奏楽団が、使用する側の支払い方法としてはですね、予約したときにその都度払うのか、月払いなのか、年払いなのか、ご説明をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 補助金の支出については清算払いという形になります。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 清算払いということは、その年度末で調整するということですか。ですから、吹奏楽団は、その申し込んだときに支払うのか、その都度払うのかですね、その辺のご説明をお願いしたいのですが。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 当初に全額を支払っていただいて、後で清算払いという形になると思います。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 全額を支払うといいますが、平成19年度がですね、2分の1負担ということありますから、月大体4万円ぐらいの使用料になるかと思うんですね。冷暖房を使う月と使わない月がありまして、平均4万円で年間48万円。それに2回の定期演奏会の分が加わりますのでね、先ほど冒頭で申しましたように、74万円と先ほど言いましたが80万円近くですね、お金を一挙に最初に払うということでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 基本的には中央公民館の使用料としてきちっと収支計算をやっていきますので、当初はやはり年間の概算ということで支払ってもらうという形になると思います。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） それだけのですね、お金が用意できるかどうかという問題もありますし、ちょっと額が額だけにですね、その辺は少しご検討いただければと思いますが。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） その辺の問題につきましても、できるだけ早い時期に吹奏楽団の方々と協議をしながら、そういうような支払い方法といいたいでしょうか、基本的にはそういうふうな流れでお願いしますけども、やはりそこは自主運営という一つの大きな目標の中で、どうしたらそういうふうな支払い方法を含めてできるかというのを、今後きちっと協議をしていきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ひとつよろしく願いをいたしておきます。

資料をご覧くださいと思いますが、資料1のですね、これは定期演奏会あるいはクリスマスコンサートで聞かれた市民の皆様の感想でございます。5つほど紹介をさせていただきます。

3番目のですね、9歳のお子さん。私はブルースバンドが大好きで、中学生になったらブルースバンド部に入りたいです。

4番目。大入り満員でしたね、驚きました。無料で入場できたこと、ありがたく思います。来年もよろしく。63歳の方。

6番目。演奏された方々、一人ひとりの一生懸命さが心に響き感動しました。今後も私たちに感動を与えてください。ありがとうございます。28歳の方です。

11番目。大変楽しく過ごさせていただきました。太宰府はこんな演奏会があつていいところですね。67歳の方。

19番目。手づくりの演奏会というものが客席まで伝わって、とてもすばらしかったです。これからも頑張ってください。太宰府市民として応援します。35歳の方です。

これは今までのアンケートの感想でございますが、今年もクリスマスコンサートがございまして、これだけのですね、アンケートが回収されて私ちょっと預ってまいりました。その中で2つだけ紹介させていただきます。

今日とても楽しかった。皆さんのすばらしい演奏で、また元気をもらいました。来年もまた来ます。ありがとう。これは太宰府市都府楼区にお住まいの63歳の方でございます。

それから、すばらしい。子育てのためには大いに貢献されたと思います。太宰府市の太宰野の65歳の方のご意見でございます。まだほかにもたくさん感想が寄せられております。このようにですね、市民の皆さんが演奏会をいかに楽しみにしておられるか、また子どもたちへの影響力なども読み取れると思います。ただいまのアンケートでもおわかりのようにですね、練習で培った生演奏は聞く者の心をとらえ、心のいやしと感動を与えてくれます。演奏会終了後、満足された笑顔で来場者を見送り、そしてアンケートに目を通し、感想を読むことが団員一人ひとりの楽しみであり、次への励みとやりがいにつながっております。

質問をさせていただきますが、定期演奏会に過去に行かれたことがあるかどうかの質問ですが、執行部の皆さんに挙手をお願いするわけにもいきませんので、ここは代表でですね、健康福祉部長にお尋ねをしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 私は出席はいたしておりません。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ぜひですね、一度行っていただければと思っております。今年7月の定期演奏会では、ひばりですね、お祭りマンボとか川の流れるようにを演奏披露してくれました。私感激の余り目頭がうるうるになりました。実際に会場に行ってですね、演奏を聞くことも支援と育成につながりますので、執行部の皆様もぜひ今後は足を運んでいただければと思います。

では次に、資料1をご覧ください。裏の方ですね、経費一覧の方でございます。これは平成16年度の方でございますが、中央公民館コンサートの経費一覧ということで、表1が団費からの支出。それから、表2が新たに発生する経費でございます。今、団費の方から支出しているものには、夏の演奏会がですね、がクリスマスコンサートとなっております。コンサートをするためにだけの支出でございますが、チラシ、チケット、印刷費それから㈱G Kへの支払い、指揮者、アルバイトへの支払いそれから弁当代、楽譜代それからTシャツ代金それから雑費と、計37万45円と。それから、冬のクリスマスコンサートにおきましては30万3,038円と。この2つ、2回を合わせますと2回の定期演奏会で67万3,083円かかるということでございます。

それから、今度は平成19年度以降ですね、新たに発生する経費でございます、中央公民館使用料の、これはあくまでも試算でございます。やはり夏の演奏会では前日と当日とございますが、この前日というのは、リハーサルで13時間練習すると。それから、当日も本番で13時間使用すると。そのときの使用場所がホール、舞台、楽屋、リハーサル室。この使用料が合わせてですね、下の方の計ですね、10万1,902円かかる。それから、冷房代がですね、1時間当たりホールと舞台がつながっておりますので6,000円でございます、13時間の6,000円ですから7万2,000円に消費税で8万1,900円。この部分の冷房代を楽屋にもですね、楽器を置いたり小道具を置いたりいろいろやります。それから、リハーサル室ではパート練習をしたりしますのでね、17万8,815円と。使用料と冷房代を合わせますと28万717円かかると。それから、クリスマスコンサートにおきましても、暖房代は1時間5,000円ということですので6万8,025円ですね、使用料金の計が10万3,477円、暖房代合わせますと25万6,672円と。これはあくまでも試算でございます、現中央公民館の使用料金をもとに作成をさせていただいております。表1に関しましては、これからも団費で捻出をしていくということでございます。

これから発生する分についての質問でございます。再度お尋ねをいたしますが、この表2の方ですね、これが平成19年度以降に発生する定期演奏会における使用料です。この2回の定期

演奏会は市民向けの文化振興事業でもありますし、ぜひ支援策として会場使用料の免除をお願いしたい。冒頭でも申し上げましたが、再度ご回答をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 先ほども申し上げましたけども、今後団員の皆さん方とですね、こういうものを含めながらきちとした協議を早急に行っていきたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ぜひよろしく願いをいたします。現在のところですね、練習会場として公民館ホールの舞台使用をさせていただいているわけですが、理想を言えば大型楽器が収納でき、防音設備が整い、冷暖房料金の安い適当な場所がないがためにこのような問題が発生しております。少なくともですね、これまでの実績と貢献度を考慮していただき、演奏会の費用負担につきましてはぜひぜひご検討をしていただきたいと思います。先ほども申し上げましたように、数年先は楽団の維持が困難であることはご理解いただけたかと思えます。どうか楽団の窮状をお察しいただきまして相談に応じ、また適切な対応を重ねてお願いいたします。音楽は人々を明るく心をいやしてくれます。子どもたちに夢と希望、そして市民の皆さんへ活力を与えるために太宰府市民吹奏楽団の灯を消さないでいただきたいということを強く要望いたします。この質問を終わります。

2項目めの聴講制度をお願いします。

議長（村山弘行議員） ここで14時15分まで休憩いたします。

休憩 午後2時00分

~~~~~

再開 午後2時15分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部長。

教育部長（松永栄人） 教育長の答弁ということでございますが、私の方から聴講生制度の導入についてご答弁申し上げます。

愛知県扶桑町の聴講生制度は学校を公開する中で、地域の方の学校教育への理解を深めたり学習活動への協力を得たりするよい機会となり、これからの学校づくりに求められている開かれた学校づくり、信頼される学校づくりにかかわる大切な要素が含まれているものと考えております。また、だれでも、どこでも、いつでも、何でも学ぶことができる生涯学習社会をつくる上でも市民が意欲的に学習し、児童・生徒と触れ合う中で生きがいを感じることができる学習機会としての先進的な取り組みと考えております。

本市におきましても、一層地域に開かれた学校づくりを推進し、生涯学習の機会を充実させるという視点から、本年度実施されました那珂川町や須恵町などの状況を参考にしながら、児童・生徒の確かな学力や豊かな心の育成を目指し、学校、生徒への影響や課題、施設・設備面

の問題、また希望者の入学の仕組みなど様々な角度から慎重に検討する必要があると考えております。今後は既に導入実施されております取り組みの状況や成果などを参考にしたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 一応検討するというご回答でございました。教育長としてはどのような見解をお持ちなのか、ご意見をお願いしたいと思いますが。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） ご提言の聴講生制度、いろいろな成果が見られるのではないかという感じを持っておりますが、さきの部長の答弁同様、慎重に検討していく必要があるというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ぜひよろしく願いいたします。

資料2のですね、これ西日本新聞の掲載記事でございます。冒頭でも述べましたように、発信地は愛知県扶桑町で、下の欄にですね、「聴講生が生徒を刺激」ということで、非常に何も問題は今のところ起こっていないという教育長のお話でございました。地域に開かれた学校づくりとして生徒たちと机を並べ勉強されている中年や高齢者の方々が希望の科目を選択し、1教科あるいは複数教科を受講し、授業が終われば帰宅といった別に何の縛りもない制度でございます。しかも、費用については市の持ち出しもなく、教科書代や給食代、こういったものは受講される方が負担するというところでございます。

再度質問させていただきますが、もし仮にこの聴講生制度の導入を検討されるとしたら、本市にとって何か障害になることあるいは問題点はございますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 新しいものを取り入れようとするときですね、今回の聴講生制度、また昨日も環境教育等がありましたけど、ねらいといいましょうか、それは非常にすばらしくていいんですけど、実際学校で実践しようとする、ちょうど非常においしい食材がございますよというようなもので、これをどんなふうに料理したり盛りつけしたり味つけしたりするという、そこをですね、整備しないと本当に子どもにとっておいしくて栄養がつくものかどうかですね、いやそれはもう食べたくないというような子どもにどう配慮するかとか、そういうふうなことを考えて一体として取り組まないと、ただねらだけで学校でやってくれと言われても、なかなかうまくいかないのではないかと考えております。そういうふうな意味合いでございますね、慎重な検討が必要であるとお答えしたところです。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） はい、わかりました。あくまでもこれはですね、早急に早急にといつもりで私も質問してるつもりはございません。ぜひですね、近隣にも那珂川町と須恵町で既に

実施をされておりますので、ぜひ視察に赴かれましてですね、検討していただければと思います。この那珂川町、須恵町には行っていただけるかどうか、その辺ご回答をお願いします。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 那珂川町は時々教育長会でお会いしておりますので、お話を伺っているところでございますが、さきにも申しましたようにですね、子どもたちにとって、先ほど栄養の話をしました、実際食べたときに栄養になっているのかどうかと、そこら辺をですね、もう少ししていただかないと、多分これ取り入れるには何にもないと言ってありますけど、先生方にいろんな仕事上のご苦労をかけると思いますときに、先生方に何に力を入れてやっていただけたらいいのか、もう今たくさんの方がありますのでですね、そこら辺を整理してお願いなり指示なりをしなくちゃならないと思っております。そういうふうな意味合いでですね、さっきは食べるまでという話をしましたけれども、それが本当にどんな成果になりどんな反応があるのかというようなことまでは見きわめたいと思っております。多分そういうふうな文書が出るんじゃないかと思っておりますので、文書を見させていただきながら内部を検討して、必要があれば見学させていただきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 扶桑町の教育長のお話をお聞きになると、その辺のですね、学校現場の先生の問題点とかお話が伺えるんじゃないかと思っております。ぜひですね、行っていただきまして検討していただきたいと。

ちょっと質問変わりますけれども、最近の子どもの特徴としましてですね、長幼の序といいますか、つまり先輩や高齢者を敬う気持ちが大変欠如しております。学校では目上の人を敬うような教育あるいは指導はなされているのか、お尋ねをいたします。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 特にですね、道徳の時間等で年配の方、祖父母、いろいろお世話になっている方々への感謝の気持ち、そういうことを中心に指導を行っております。そのほかあいさつの問題とか言葉遣いの問題、また学校にはですね、いろんな形でお年寄りの方等をお呼びしておりますので、そういうふうな接するときの接し方とか、そういうことを含めながらですね、指導をしているところでございます。

ちょっと話題が変わりますけど、先ほどの聴講生の話なんですが、聴講生というのはですね、一緒に授業を受けますから言葉を言いますと同人という形になるんじゃないかと思ってるんですよ。その辺と敬愛といいましょうか、尊敬といいましょうか、そういうところをどんなふうにするかというのはですね、例えば高校生ぐらいになりますとその意味合いがわかると思うんですけど、小学生ぐらいはひょっとしたら授業中お年寄りの方をやつつけてしまうというようなこともあり得るんじゃないかと。そんなふうなこともやっぱり先ほど言いましたように、いろいろと、もし取り入れるのであればお聞きしたいなということを思っておるところです。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） そうですね、この聴講生はただ、今実施されているところを見ますとですね、中学校が多いんですね。小学校はお一人、那珂川もお一人ですし、扶桑町もお一人と。私はむしろですね、この点にちょっと着眼しまして、中学生とのふれあい、これがやっぱり地域の方々とのふれあいが少ないんじゃないかなということで、そういう意味もありましてですね、今回この質問をさせていただきました。

もう一度教育長にお尋ねしたいんですが、広島市安芸区とですね栃木県の今市市において、小学1年生の連れ去り殺人という大変痛ましい事件が発生をいたしました。全国の学校関係者や保護者の方々は恐怖と不安でおののき、心配が尽きないことと思っております。学校側の対策として、不審者や変質者に対するガードを固めるというセキュリティの問題、片や地域に開かれた学校と相矛盾する点もございます。しかし、学校を閉ざすより聴講生という地域の方々の出入りの激しい方が、監視の目が増え安全管理の面からもむしろ私はプラスだと思いますけれども、どのようにお考えになりますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 学校を地域に開くという方向で進みたいと思っております。そのときに、どういうふうな方法がより適切なのかというようなことを考えますときに、先ほど部長もご答弁申し上げましたように、今やっておりますことと、それにこういう制度をもし取り入れるならばよりプラスになったものになるのか。またはですね、聴講生という制度と今やっている事柄の整合性をどんなふうに考えるかというようなことも検討しなければ、単純にいかないような例も出てくるかなとも思ったりしておりますが、いずれにいたしましても地域の方々、学校にお入りいただいて開かれた学校としてより充実したものにしていきたいと、そのように考えております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ぜひですね、身近にも、那珂川町と須恵町にございますので、じっくり時間をかけてですね、調査研究していただければと思います。ぜひよろしく願いいたしておきます。

地域の方々ですね、こういう揺れる年ごろ、あるいは背伸びしたがる中学生とのかかわり合いを持つということは大変私は貴重ではないかと思っております。西校区におきましても、大佐野川の清掃作業で地元の中学生在がボランティアで参加協力をしてくれていますが、これはこれで大変意義があることだと思います。ただ、異なる点は清掃作業の方は年に1回とか2回、こういった単発行事でありまして、聴講制度になりますとですね、毎日授業を受け、ともに勉強し、生徒とのコミュニケーションが自然に図られ、年間を通じ継続した交流の中で生徒たちにとってかけがえのないたくさんの学びがあると私は確信しております。

高齢者や大人は子どもたちから元気ももらい、子どもたちはいたわりや敬う心が芽生え、その効果ははかり知れません。有言実行、ぜひ実際にですね、学校現場をのぞいていただきまし



て、この聴講生制度の調査研究を重ねられ、取り組み実現を切に期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員の一般質問は終わりました。

次に、10番安部啓治議員の一般質問を許可します。

〔10番 安部啓治議員 登壇〕

10番（安部啓治議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い行います。

今回、議案第95号において安全・安心のまちづくり推進条例案が提案されましたが、市民生活の安全確保のためには余りにも当然の内容に思えるのですが、今回あえて明文化してまで条例制定されるのは余りにも災害や事件、事故が増えたせいでしょうか。いずれにしても、今後の重要課題だと思いますので、その中で先ほど小柳議員が女性消防団について質問されましたが、私の方はまず防火活動、防火施設について伺います。

防火活動につきましては、常日ごろから消防署員及び消防団の昼夜を問わない努力によって、私ども市民に安心を与えていただいていることには大変感謝しております。しかし、去る10月9日未明に東ヶ丘で起きた住宅火災により、非常に残念ながら2人のとうとい命が失われたわけですが、このとき非常に大事な初期消火の段階で水圧が足りずにほとんど放水できない状態が数分間起きた事実をご存じでしょうか。これは大変大きな問題であります。幸いこの日はほとんど風がなかったので大事には至りませんでした。これからのように強風の続く日は延焼が起きても決して不思議ではありません。数年前、区内の貯水タンク近くに加圧機を設置したと聞いていましたが、なぜでしょうか。ほかに市内には高地の住宅地がたくさんありますが、このような条件の箇所はまだあるのでしょうか。また、今回条例が制定されれば、こうしたことも改善の対象になるのかどうかもお尋ねします。

次に、子どもたちへの安全対策についてですが、15年前当時水城小学校の1年生が誘拐殺人の被害に遭ったことは忘れられない事件でした。つい最近も広島市、今市市で小学生の殺人事件が相次いで起きたばかりです。本当に痛ましい事件が多発する昨今であります。このような事件を受け、文部科学省は今月6日、登下校時に児童らの安全確保や不審者に関する情報の共有などに取り組むよう通知したようですが、本市としては具体的にどのような対処をされるのか、お伺いします。

再質問は自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） まず、去る10月9日に青山で発生いたしました建物火災において、とうとい人命を失われた方々に心からご冥福をお祈り申し上げます。

さて、火災現場における消火活動についてですが、通常現場に到着しましたタンク車の水を使用しまして初期に消化するという事で消火活動が開始され、その間に近くの消火栓や防火水槽の水利を確保し、そのタンク車に水を送りながらタンク車が消火活動を行うという形をと

っております。今回の青山における建物火災におきましても、ただいま説明しました要領で消火活動を行っております。

まず、6時34分に現場に到着いたしました東出張所のタンク車と太宰府消防署のタンク車2台がそれぞれホースを延長し、放水を開始しました。このときには5栓、筒が5つですね、5栓で開始しました。その間、直近の消火栓2か所から取水したものの、水量が不足したため他の消火栓及び防火水槽に切りかえ、タンク車への送水を行っております。1台の方はなかったんですが、1台の方はその切りかえ作業時に一時タンク車の放水が減水したというご指摘ですが、それは確認をいたしております。

次に、加圧ポンプの設置についてですけれども、この地域は五条の受水槽からポンプアップして東ヶ丘の配水池、一番上にある大きなタンクに送水します。そこから自然流下によりまして家庭用水を供給しておりますけれども、現場近くの区域につきましては配水池との高低差が少なく、水圧が不足をします。水は、要するに高いところから低いところへ流れますので、東ヶ丘でも下の方に水が集まってしまうと、そういうことがございますので、平成11年に加圧ポンプを設置し、日常生活に支障が出ないようにいたしておりました。しかし、今回の火災におきまして、この区域内の消火栓から消火活動に必要な水量を確保できなかったため、上水道の所管課と協議を行って、早急な対策を講じたいと考えております。

また、市内に同じような箇所がないかということですが、この件も含めて所管課と調整を行っております。現在1か所ほどあるのではないかというふうに考えておまして、早急な対策を講じたいというふうに考えます。

なお、このような事象についても、今回の条例を提案しております安全・安心のまちづくりの推進条例で改善の対象になるかということですが、本条例は市民が安全で安心して生活ができるまちづくりの推進を目指すというふうにしておりますので、この消防水利の確保については市民の安全を確保するために重要であることから、今後も市内の消防水利の点検、あるいは不足すれば改善を図っていききたいと、そういうふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 2点目の子どもたちの安全対策についてご答弁申し上げます。

1年前の奈良県の事件に続き、11月に広島県、12月には栃木県と、下校中の児童が誘拐され殺害されるという痛ましい事件が続き、大変大きな衝撃を受けております。

今回の一連の下校途中の児童殺害事件に関しましては、国や県からの通知文書を各学校へ配付するとともに、臨時の校長会を開き、できるだけ下校時間をそろえ集団で下校させること、教師による校区の巡回や通学路の危険箇所の把握などを指示したところでございます。

また、児童・生徒に対しましては、下校は通学路を守り、できるだけ1人で帰らない。万一の場合の対処方法などを再度指導するとともに、学校からは保護者、地域のプリントを作成し、地域の皆様へは下校時刻に合わせて外に立っていただくようお願いなどもしているところでございます。

教育委員会といたしましても、各学校の下校時刻に合わせ2人1組2班体制で現在パトロールを行っているところでございます。

今後、安全グッズの配布なども検討したいと考えておりますが、学校や行政のみの取り組みでは限界があり、12月6日に筑紫野警察署で行われました児童の安全に関する緊急対策会議に教育委員会からも出席をいたしまして、出席されておりました関係機関に協力をお願いするなど、登下校中の児童・生徒を見守る体制づくりに努めているところでございます。

安全、安心なまちづくりの推進のため、関係課と連携し、通学路の点検や改善、危険箇所のマップづくりなどに努めますとともに、市民や事業者等との連携を密にしながら、子どもたちの安全、安心を守る地域づくりを進めたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） 東ヶ丘の火災については、水圧低下を招いたということですが、ちょうど炊飯時期に当たりまして、時間帯がですね、そういう一般家庭の水利用の影響はなかったわけですか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） そういうことも含めましてですね、要するに消火栓が十分それだけで足りるという管の大きさですかね、これは100mmぐらい以上というふうに考えてまして、この地域は75mmだったと思います。それで、そういうところについては、周りに防火水槽でそれをさらに補うという形で、現状を見てみますと、やはり5か所ぐらいあの近所には周りに防火水槽があるようです。ですから、2か所からとったのが急激に減ったということですから、それを補うためにすぐに1栓については、防火水槽の方からとるべきだということで、その準備をしている間が少し一つの消防車の方は緩い水が出たと。しかし、もう一方では十分水は出ていたというふうな結果のようでございます。そこまで確認をいたしております。

そういうことで、一度に使ったということもありますし、もともと管そのものが消火栓、水を出すには少し不足ではなかったかということで考えております。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） 今、市内全体でですね、防火水槽は何か所ぐらいあって、また1か所でどのくらいカバーできるのか。現在ある数でですね、十分賄えるのかどうか、お答えください。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 市内で今、消火栓が263か所、それから防火水槽が252か所です。地震もございまして、消火栓3基に対して防火水槽1基を整備するという基準で今整備を行っております。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） 防火水槽でどのくらいの範囲がカバーできるのか、ちょっとお答えが抜けているようですが。それで、市内のその数でですね、現在ある数で賄えると考えているの

かどうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 消防の水利はいろいろございまして、全部消火栓とか防火水槽に頼るといってはいませんが。池も利用しますし、川も利用しますので。ですから、約40tございます。ですから、やはり約五、六分ぐらいもっているんですかね。そういうことで。

どのぐらいかといいますと、ホースをつないで中継をやはりしますので、それによってどこまでとはいきませんが、かなりの距離延ばせるというふうに考えています。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） 通常考えて、今の体制で大体賄えるということでしょうかね。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） やはり距離的にですね、ちょっと基準は今私ははっきりしませんが、もう少しやはり整備をしていかなければいけないと。特に、今まで家がなかったところに密集して家ができてますので、やはり需要はまだまだ、十分今のままで足りるという状況はないようでございます。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） この件は、新しい団地ができるところもありますから、逐次チェックしていただいて、整備の方をお願いしておきたいと思います。

また、この件ではですね、およそ15時間後の夜9時過ぎにですね、再出火したわけです。これは報告されておりますか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 私どももわかりませんでしたのでお尋ねしたら、そのような報告を受けました。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） 私も、ちょうどウオークラリーの日でしたか、夕方6時過ぎまで、現場に行きましたら、警察官が通行どめしておられましたし、消防車も1台待機してですね、あったわけですが、その引き揚げた後にですね、たまたま日曜日でごみを出す日でしたから、近所の方がごみを出しに行って、2階のひさしの先から火が少し出ているということで通報されたようです。

同様なことがこの5日に佐世保市でありまして、当初ぼやで10分程度で消火されたんですけども、畳にも水かけまして引き揚げた後、その火が床材を伝ってですね、再燃して、今度は全焼したというような事件がございまして、今後このようなことがないような体制づくりは考えておられますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） この火災については、常備消防署がございまして、火災の消火あるいは後の警戒については、消防署の指示に従うということになりますし、消防署自身もそういう

警戒をやります。今回消しとめまして、あと大体6時間ぐらい警戒をしてくれというような指示を受けて消防団が警戒をしております。ですから、お昼過ぎまで警戒をしたという形になります。その後、検証等が行われまして、4時か5時まで消防署も警察官もいたということです。で、その間のやはり軒先から少し煙が出たというときには、消防団も水をかけたりして、やはり警戒に当たっております。で、その後、約15時間後ですかね、にどうも布団の中の残り火がまだ残ったろうと思うんですが、それが再出火したということで、これはもう消防署だけで消されたようです。また、消防署も、その検証の終わった後5時半過ぎぐらいにやはりもう一度現場を見に来てあります。それで、再出火した後もまた6時間後に見られて、それ以後は異常なかったという形でございます。責任はやはり消防署は後々も警戒に当たったり点検に来たりと。それを補完するのが消防団だという形です。今後もそういう体制で。十分水をかけたかどうかという問題があるんでしょうけども、そういうことがないようにですね、今度は消防署の方ももっとそういうふうな消し方について点検されるだろうというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） あの日は私もその後心配ですね、11時過ぎに自分で現場を確認に行きました。で、問題ないだろうというところで寝たわけですけども。消防署員も通常勤務で大変忙しいだろうと思うんですね。で、先ほど小柳議員の質問の中にもありましたけども、例えば区で臨時でもよいですから自警団的なボランティアを募って交代で一定時間、消防団の帰った後ですね、一定時間監視してもらおうとか、そのような要請はできないものでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 先ほど観世音寺の池の野焼きの話をちょっとしましたけども、地域に消防団があればですね、結構その辺はお話をしやすく、消防団が帰った後でも近くの人がやはりこう気をつけるというようなことがあります。

東ヶ丘地域は、そういう消防団員も恐らく一人もいないんじゃないかなという気がします。いないんですから、太宰府市の職員で形成します本部団員という方がそこまで自分たちの守備範囲ということで警戒をしております。ご存じのとおり、土、日になりますと近くにいませんので、そういう時々見に行くという形は難しゅうございますけども、それでもやはり6時間は待機をして見ております。

今後は、やはり警備が終わって帰るときには、今度は自治会の方で少し近所の方に見ていただきたいというような思いもありますし、自警団ができればなおよろしゅうございますが、区長さんあたりにいつからもう帰りますよと、今から帰りますということもお伝えしながら、そうすれば自治会の防犯組織等もございましてそのあたりで後を見ていただくとかですね、そういうことになればいいなというふうなことで、今後は教訓を生かしてそういうふうな体制づくりもしていかなければいけないのかなというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） 後の問題でもあれですけど、やっぱり地域のボランティア活動というのが大変重要になってくると思うんですね。それで、消防団員はやはり通常仕事を持っていますので、OBだとかそういうところでできる方ですね、めったにあることではございませんので、臨時のそういうふうな見回りをお願いするとか、そういう体制づくりを市の方で指導していただければいいかと思えます。どうか、前向きに考えてください。

聞くとところによると、設備の問題ですけど、8月の全国消防救助技術大会において当消防本部の2チームが障害突破の部で入賞され、また9月に行われた筑紫地区消防操法大会では本市消防団が見事準優勝に輝いたということですが、幾ら優秀な人材が育っても設備がお粗末であってはその力を十分発揮できないわけです。とうとい市民の生活を、命を守るため、設備の見直しや整備等についても最大限改善の努力をお願いして次の質問に移ります。

通学路の定期点検、要注意箇所の把握ということでございますけども、安全という部分では駐車場ができたビルが建ったりすればもう当然変わってくるわけで、ある程度定期的に見直しが必要だと思えるんですね。それによって通学路の変更もあり得るかと思うんですけど。

それから、防犯マップの作成については、子どもを交えたところで子どもたちにつくっていただくということが、子どもたちに意識を植えつけることにもなりますし、非常に保護者も関心を持ってきますし、非常に有効な手段かと思うんですが、この点についてはどう考えておりますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 通学路の安全につきましては、特に今までは交通安全が中心に点検がなされていることが多くございましたけれども、今回こういうふうな事件を踏まえましてですね、やはりいわゆる陰になる部分とかまたいろんな危険箇所とか、そういうふうなことを含めた点検をするように各学校をお願いしたところでございます。

それから、マップをどうつくるかということについてはですね、それぞれの学校に任せていいんじゃないかと思っております。今話がありましたように子どもがつくるということも一つのいい方法だと思いますし、また保護者の方につくっていただくというのもこれまたいい方法ではないかと思えますし、また先生たちでつくって指導するというのもまた、いろいろそれをどう使うかというような問題も含めて各学校をお願いしたいと思えます。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） それから、集団での登下校では、保護者同伴で低学年を極力1人にさせない工夫が大事だというふうに言われておりますけども、今は低学年についてはどうされておりますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 子どもたちの登下校については、集団で登校している学校もありますれば、個別に登校しているところもございませぬ。またそれに伴いまして、保護者でございませぬけど、地域の方が一緒に後ろからついてお見えのところもあれば、そうでないと、いろいろで

ございます。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） ただ、集団での登下校はそういう部分では安全性が高いと思うんですけども、これは交通安全の部分でですね、歩道のないところで両側に広がって登下校している風景を見受けるんですけども。特に、雨の日、傘を差せばですね、さらに広がって非常に危険を感じるわけです。この部分については強く指導していただきたいと思います。

それから、防犯教室で危険を避ける教育を推進することというふうな指導もあっておりますが、警察の生活安全課でもお手伝いをやっていただけるようですが、ただ管内に学校数が多いので前もって予約しなければ時間がとれないというお話も聞いておりますが、この点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 今ずっと安全についてですね、個別に質問をいただいているところでございますが、さきに部長が話をしましたように、12月7日の日に臨時に校長会をいたしまして、現在やっていること、例えば危険なときの声の出し方をはじめとして、どういう場所に逃げるようにしているとか、それから通学路をどうするとか、それから登下校についてどうするか、またほかの学校はどんなことをやっているかと、他の学校はどんなふうな指導をやっているかというようなことをですね、話をしながら各学校の取り組みをですね、最大よく十分点検をしてほしい、そしてできるだけ低学年については教育委員会の方もパトロールをするけれども、学校の方で、もしついていけるところがあればついて一緒に下校するとか、また青パトのパトロール灯もお願いするなどしていると。それから、特に郵便局とか、それからタクシーの方は乗らなくても途中でとめたら電話がわりに使っていていいというような、そういうようなお話をしながらですね、緊急、もう2学期も残り少なくなりましたけど、対応してもらうように話をしているところでございます。

なお、教育委員会だけではなく地域振興部等とも相談しながらですね、今のはどちらかというPTAとかそれぞれに学校から区長さんというように、それぞれになっているものですかね、もう少しそれを総合的に連絡し合えるようなシステムにするような方法を検討してほしいということで、現在検討しているところでございます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） 今教育長がおっしゃったように、政府の方でも内閣府をはじめですね、関連機関との連携、情報の共有という部分で子どもを守る会議というのが発足したみたいなんですけども、ぜひそれはもう早急にやっていただきたいと思っております。指導の中に、警察との連携、学校、家庭、ボランティアなど地域全体での取り組みについても進めなさいということでございますので、ほかの関連課と協議しながらですね、ぜひ進めていっていただきたいと思っております。

今青パトの話が出ましたが、現在太宰府市内では4台走っておるんですかね。スクールガード的に巡回していただいているという話は聞いておりますけど、この関係です、パトカー風に2色塗りの車両等が、今まではパトカーと見間違えられるからということで規制がある程度あったようですけども、許可を受けるとか団体名とか会社名とかを入れれば問題ないようなそういうふうになっているようですけど、これは今市関係で所有している車両をそのように改造するような、色を塗りかえるだけですけど、考えはお持ちでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 青パトについてはですね、許可を受けるにはかなり厳しい条件があるように聞いております。それで、現在そういう許可を受けて回っていただいておりますが、先ほどお話があるようなところでもし町内でもできるかどうかというようなことを含めながら関係課とも協議させていただきたいと思っております。新しい制度ですので、なかなかちょっとわかりにくいところがありますので、どうかご勘弁のほどを。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） 青パトじゃないんですよね。青色、赤色灯をつけなくてですね、色だけ白黒で。白黒の分は規制がかなり緩やかなんですよ。ただ、届けは要るかもしれませんが、そこは私も詳しくわかりませんが。

議長（村山弘行議員） 総務課長。

総務課長（松島健二） 青色パトロールと申しますのはですね、いわゆる警察のパトロールカーの赤色灯のかわりにですね、青色のやつを脱着式で普通の車にですね、つけて巡回し見回る車でございまして、現在市といたしましても公用車にですね、1台陸運局の方に現在申請を行っている段階でございます。

議長（村山弘行議員） 違います。質問は、通常の車に白黒のパトカーの模様をして、そういうものは公用車に使うという意思はないかというご質問ですから。

（10番安部啓治議員「そうです、そうです」と呼ぶ）

青パトの話とは違います。

答弁は。

青パトの方は今教育長が答弁しましたので。

白黒の模様の分でしょう。

（10番安部啓治議員「そうそうそう」と呼ぶ）

そうです。

（10番安部啓治議員「それはもう相当緩和されているんですよ」と呼ぶ）

総務部長。

総務部長（平島鉄信） 福岡市でたしか何台かそういうふうの色だけ塗り分けてですね、したというのがあります。私は、法的にはそれはできるのかなというようなことで、ちょっと新聞の



情報しか見ておりませんでしたので、それは公用車にするよりもそういうので回った方が認知度というんですかね、啓発度は高いと思いますので、もしそういうことができればですね、予算がありますけども、購入時にそういうことができれば効果が上がる方がいいというふうに考えますので、それも検討の中に入れていきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

10番（安部啓治議員） 市の車は結構夜間でもですね、走っているわけで、わざわざ回るといふよりも、用件で走っている中でも結構目につくと思いますので、かなり効果は期待されると思うんですね。予算面で許す限り前向きに検討していただきたいと思います。

それから、今市市の今回の事件では、学校側がですね、自治区長からの安全策の要望を前任者からの引き継ぎがなかったと答弁されているようですが、本市の各校ではこのようなことが起こらないように、これは要望としておきます。

それから、最後に申し上げます。行政本来の使命は、言うまでもなく、市民の安全を確保し、生命、財産を守ることが前提でなければなりません。この目的を達成する手段として、政策を考え、財政の裏づけをし、これを遂行することにあるはずで、安心、安全は当然のこととはいいながら、今や予測できない事件、事故が多発しておりますので大変だろうとは思いますが、ありとあらゆる角度からいま一度研究、検討をくださいます、心から安らげる我がまち太宰府のまちづくりに向けてご尽力いただけますようお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員の一般質問は終わりました。

次に、19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 通告いたしております4項目について市長、教育長に回答を求めます。

まず初めに、中学校給食の実施年度についてです。

以前より、市内の児童・生徒の父母より中学校給食実施に対し強い要求があり、さきの市議会議員選挙後、議会は特別委員会を設置し、教育委員会、市長部局も含め調査研究を行ってきました。また、特別委員会の要求に基づき、教育委員会は市民意識調査を実施した結果、教育委員会は中学校給食は望ましいと10月17日に審議及び議決しています。教育委員会の議決結果と実施に当たっての附帯事項に対し、議会をはじめ市民の要望に対し、市長は来年度の財政処置等を含め、方針を明らかにしていただきたい。

市長の回答前に、議会には2つの特別委員会があり、半数の議員は教育委員会での中学校給食についての審議、議決、内容の報告を受けていませんので、まず初めに教育長に議決結果、附帯事項、実施また教育委員会の結びの内容など報告を求めます。

2項目めは、女性管理職の任命について質問します。

太宰府市は、男女共同参画社会基本法が制定されてから、昭和62年、平成3年、平成13年と

3回にわたり男女共同参画社会づくりの意識調査を行い、市民意識の向上に努力していましたが、調査結果は男女の平等感に男性優位との調査結果がまとめられております。この調査結果を市の職員と比較すると、雇用や待遇面でも明らかな内容になっております。市職員事務職278名に対し女性職員は50名、18%となっております。市の職員総数374名の中で女性係長13名、課長職4名、部長職1名、合計管理職は18名で、4.8%です。係長以上の役職者124名に対し18名の女性管理職は1.45%となっておりますので、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法に基づいて行政内部からの人事面の改善を求めます。特に、任命権者である市長の考えを明らかにしていただきたい。

3項めは、平成17年9月14日に質問していますが、職員の変動等あり、再度職員採用計画について質問します。

現在の雇用状況は、学校を卒業しても就職がない。あっても非正規職員や1年契約更新職員などで、特に若者に不安があります。このような雇用状況を自治体は改善を図るべきと考えます。9月議会でも質問しましたが、市職員の退職予定は今後10年間で職員総数の36%となります。以前にも質問しましたが、公務員は特殊業務であり、全体の奉仕者です。個人情報保護の立場から固有事務の管理責任等あり、欠員を含め採用を行う責任があります。太宰府市長は平成18年度以降の採用計画を明らかにすると私に回答いただいておりますが、採用計画を明らかにしていただきたいと思っております。

最後の質問は、解放運動団体の補助金廃止や見直しについて質問します。

太宰府市は、財政が厳しいと言って市の協力団体である社会教育文化活動団体の公共施設の使用料の免除廃止条例を提案しています。行政区や地域子ども会、社会教育文化団体に補助金を支出しており二重の負担であると説明していますが、一時的に使用する団体や市民と同一扱いは今後問題になると考えられます。

一方、市民や行政運営に協力している団体には負担を押しつけていますが、再三指摘をしております社会運動団体である解放同盟、全日本同和会には毎年補助金、給付金は1,771万3,000円を超える支出となっております。地方自治法232条2項に補助金は、公益上必要であると認めると既定していますが、法的根拠がなくなり社会運動団体が集会や研修、会議等の旅費、宿泊費、行動費に支出している金額が全額市民の税金である。国は、自治体に対して補助金等にかかわる予算の執行の適性化に関する法律第3条2項、補助金は国民の税金であり、目的に従って事業を行うこと、第12条、第14条は、遂行状況報告、実績報告、第23条では帳簿検査、第29条以降は虚偽報告などは罰則まで法律で決められています。市は、国に準じて運動団体の補助金の用途を明確にする責任があります。今日まで一度でも監査を行ったことがあるのか。投げ渡し補助金を改め、平成18年度の運動団体補助金も見直しや廃止を行うべきと考えますが、市長の回答を求めます。

再質問は自席で行います。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

(19番武藤哲志議員「議長」と呼ぶ)

19番武藤哲志議員。ちょっと答弁待ってください。

19番(武藤哲志議員) 今私は教育長という形をしたんですが、ここにあります文書ですね、この太宰府市の教育委員長さん、これ稲積さんです。稲積さんとそれから教育長さん、その4名の教育委員がおられるんですが、この稲積さんははっきり言って教育委員長さんですが、教育長さんは關さんです。だから、教育委員会を代表して市長さんにお渡しした文書ですから。だから、部長がかわって説明するというのはちょっとおかしいんじゃないでしょうか。

議長(村山弘行議員) 教育長。

教育長(關 敏治) 先に部長の方が状況を説明しました後ですね、私の方から報告させていただこうという、そういう段取りでしてありましたものですから、今先に部長が手を挙げた次第でございますけれども、そういうことであれば私の方から報告させていただきます。

最初にですね、日付なんです、一応9月の定例教育委員会で議決をいたしましたので、9月29日が議決の日になっております。後ですね、清書いたしまして市長の方に協議したいということで出した文書の日付が10月17日になりますので、よろしく願いいたします。

それでは、市長の方にお渡しいたしました中学校給食についての議決事項等についてお答えいたします。

大きく第1項といたしまして、中学校給食につきまして議決結果は、1、中学校給食は実施することが望ましい。2、実施時期は平成18年度じゅうをめぐりとして検討されたい。3、方式は、選択制弁当給食とするとなりました。

大きく2項目といたしまして、2、実施に当たっての附帯事項といたしまして、1、財政支援につきまして第1といたしまして、実施は生徒の栄養管理や食の安全、安全な食材の確保、衛生管理など十分配慮した給食内容とするため、栄養士の配置を特に行うこと。2、教育現場や教職員等に新たな事務、問題等が発生することがないように、各学校に給食事務の全般を行う事務職員の配置を行うこと。3、給食をおいしく食する条件として温かいものは温かく、冷やすものは冷やすなどの配慮が必要であり、これらに必要な備品等の購入や配膳室の環境整備を図ること。4、食材については保護者負担とし、その他実施に必要な安全面の確保やその他負担については市の負担を行うこと。

2項目といたしまして、実施に当たって、1、実施には、運営方法の検討や委託業者の選定、配膳室の設置など、多くの条件整備や時間が必要と考えられます。このため、実施時期については平成18年度じゅうをめぐりとしております。

大きく3項目めといたしまして、結び、本市の中学校給食は、生徒や保護者の多様な価値観に配慮し、これまでの家庭からの弁当持参とあわせ、都合により弁当を持参することができない生徒の支援として教育委員会が献立を作成し、委託業者がつくった弁当を必要に応じ生徒、保護者が注文する方式で実施するものとしております。

なお、方式は、学校給食法に適合しないものです。実施には、条件整備に伴います初期投資

やその後のランニングコストなど相当の財政負担が必要となります。大変厳しい財政事情とは思いますが、実施のための特段の配慮をお願いします。

以上が内容でございます、この内容をもちまして市長の方に協議をいたしたいということで、今それを進めているところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） ありがとうございます。

大変特別委員会もですね、たくさんの課題のある中でこういう将来の中学校給食という形で教育委員会と協議もいただき、やっとこういう公文書が教育委員会で決定されて市長に出されたということですが、今教育長から説明いただいた内容で平成18年度をめどとしていますが、このめどというのがいつになるのか。平成18年度ははっきり言って4月1日から来年の3月31日までであるわけですが、これはもう直接市長の権限ですから市長にお答えをいただきますが、出されたこの審議、議決事項の協議で、今教育長が読み上げて私ども全員にも再度確認をしたわけですが、市長としてはどういう対応をされますか。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 中学校の給食の問題でございますが、議員のご答弁に申し上げましたけれども、来年度の重点施策に数点上げておりますが、その中の一つといたしましても、中学校給食の実施を大きな重点項目で上げております。したがって、市としても平成18年度の重点事業としてぜひ実施に向けていきたいと、このように考えております。

なお、附帯事項にございますもろもろの条件につきましては、その予算措置につきましては、担当部と十分協議しながら予算編成に当たっていきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） こういう年度末ぎりぎりに市長に教育委員会からこういう文書が出ていますが、予算編成を今からやっていって、4校の設備をしたり、それから教育委員会の要望もあります、特別委員会でもいろんな調査もしていただいた内容も当局はご存じのはずですが、めどとして平成18年度の少なくとも2学期からはできるような体制になるのか。はっきり言って、この4月実施というのは難しいんじゃないかと思うんですが。まず、平成18年度というのは2学期ぐらいからはこういうものができるかどうかを、ひとつ市長としての回答をいただきたいと思えます。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 教育委員会からの私に対します学校給食についての文書をちょうだいしておりますが、私といたしましては平成18年度の予算編成を今やっております、平成18年度の予算編成議決をいただきまして給食準備に着手するわけでございまして、4月1日からの実施は困難と思いますが、できるだけ早く、今申されましたように、2学期からでも実施できるような体制が望ましいと思っております。

議長（村山弘行議員） 補足説明は要りませんね。

（19番武藤哲志議員「どうもありがとうございました」と呼ぶ）

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） ぜひ、議会の特別委員会、それから委員会も、この問題についてもう何回も質問をさせていただいて、教育委員会、市長部局が今年の2学期から学校給食法に抵触しない、また特別委員会に報告された内容では給食は弁当制で、大体金額については350円ぐらいを検討してるという話も聞いておりますが、やはり多くの児童・生徒の父母は待ち望んでおりまして、早急に教育委員会も市長部局も協議をしてですね、実施に取り組んでいただくようお願いいたします。

それでは、2項目めについてですが、これもやはり簡単で結構です。特に、この任命権限、採用権限は市長しかないはずなんです。女性管理職の任命ですが、助役だとか総務部長が管理職にするなんていうようなことは権限ないんでしょう。だから、市長はどのような考え方なのかを簡単に報告してくれませんか。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 女性管理職の任命の問題でございますが、私は、職員の任用に当たりましてはいわゆる能力主義に基づく適材適所を配置すべきであると、また一般職員の任命に当たりまして、それぞれ役つき職員、特に管理職の昇任に当たりましては、人事担当部においてそれぞれの実績等々を含めましての幹部候補のいわゆる昇任候補というのでございまして、その中に挙がってきた職員の中から適材適所で任命するというのが現実の事務手続でございまして、できるだけ多くの職員が役職職員、男性と対等の立場で管理職に臨まれるように日ごろの実績、また事務職員としての研修なりまたはそういう希望につきまして職場環境の整備等につきましては十分配慮しながら、できるだけ多くの女性職員、現在非常に少のうございまして、女性職員の進出を期待したいと思っております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 総務部で把握をしていれば報告いただきたいんですが、以前からも当局の方からですね、いろんな審議会についても市長の回答ではこの審議員について女性を多く登用したいというのが過去に答弁いただいておりますが、現在いろんな審議会がありますが、国も35%はこのいろんな審議員を確保していきたいという方針を出しておりますが、この太宰府、私調べればよかったんですが、大変申しわけございませんが、いろんな審議会に今女性の方が何名ぐらい審議員になっていただいているか把握はしているでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 目標は、一応35%に置いておりますが、現在のところは24%というふうに理解をしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） そうすると、目標35%に現在のところ24%ということで、先ほどの市長の答弁もありましたから、ひとつ努力をしていただくように。特に、条例も出されておりますし、過去の男女共同参画社会基本法が制定されて3回にわたってあれだけ素晴らしい調査をされて、指摘事項もありますので、今後も努力をしていただくようお願いをいたします。

それでは、3項目についてですが、これも職員採用権限は市長にあります、もう9月議会でも質問をしておりまして、まず職員がですね、今後どのくらいくらいあれするのかと出しまして、先ほどからこうずっと見ておりますと、この執行部の方ももうあと5年で退職が過半数あるんですね。5年間で行政が出した資料だけでも53名、その間に亡くなられた職員もおりますし早期退職もあります。こういう状況の中で私どもに配られた今年のあなたの方の内容を見ましたら、組織機構として大量退職に伴う対応として、財政状況に依拠するというのがありました。それから、以前にも回答がありましたが、再任用、嘱託、臨時、それから今市長も言いましたように、能力に応じたの機構改革をやりたいとかですね、退職勧奨を見直したいとか。それから大変、以前も質問しましたが、専門的知識のある有資格者、それから中途採用や期限つき採用をやりたいと、そういう大変素晴らしい能力のある人は中途や期限つきで採用して太宰府の行政運営に携わっていただきたいというのが、あなた方が出された文書に目を通させていただきましたが、こういう次から次にですね、この前も回答がございましたが、退職が大量に続く中で、はっきり言って公務員というのは簡単な仕事じゃありませんよ。やはり、やりがいのある、また市民の全体の奉仕者です、今これだけ次から次にですね、インターネットだとか情報が飛び交う中で、本当に市民の暮らしを守るといふか、そういう部分を守る上で、少なくとも徐々に毎年やっぱり計画を持って採用をしていかないといけないんじゃないかと思うんですが。まず、この何年も採用をとめておいて、こういう状況ですが、市長としては来年からの採用計画、私どもに明らかにしますと回答していますが、来年からはどういう状況かを内部検討されたと思うんですが。平成17年度は終わりましたから。平成18年度以降に見直すと答弁をされていますが、その辺どうですか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 市長からということでございますけども、私から先に説明をさせていただきます。9月議会におきまして武藤議員さんから同じような質問を受けております。平成17年度で現在定員の採用計画、適正化計画といいますが、を立てておりまして、平成17年度で期限が切れまして、平成18年度以降はどうするのかということで今適正化計画の見直しを進めておりまして、9月にその途中でございましてというふうに回答しておりました。このごろ、国の動向あるいは区画整理事業とかいろんな事業の変動がございまして、その事業の完成度をちょっと見きわめる必要があるというようなことで、もう少し時間がかかる状況です。しかし、方向的には若干わかりますので、それを説明させていただきますと、まず1つは、国の動きの方でございます。小さな政府を目指すということで、国家公務員の削減を行政改革の中に位置づけをしております。11月初旬の新聞報道では、経済財政諮問会議では2006年度から5年

間で5%の公務員の総人件費を減らすということが大筋で了承されております。この方針の中で、地方公務員についても今後5年間で4.6%の純減の目標を上積みするというふうに盛り込まれておまして、本市といたしましても、社会経済の情勢や今の厳しい財政状況をかんがみますと、これを前提にしていかなければいけないのではないかなというふうに考えています。

それから、事業の終わりというような事業も出てまいってますし、保育所の移譲の問題、そういうことも今組合の方と話をしております。

そういうことから、もう少し時間がかかるようございまして、いずれにしても5年間で純減をしていかなければいけないというふうに考えています。

そういうことで、事業が終わりますと、職員が一般職の方に戻ったり、通常の本庁の事務に戻りますので、そういうことも考えながら、あるいはここ一、二年は退職者が非常に少のうございまして。私たちの世代から多くなるというようなことで、まさに2007年問題というふうに考えますが、その時期からですね、私たちの再任用の問題あるいは職員の採用をどうするかということが本格的に議論されるべきじゃないかと思ってます。いずれにしても、今のところ純減ですけども、大量退職に対する採用についても、やはり行政の継続性を考えますと少しずつはやはり採用が必要だなというふうに、武藤議員が言われるような考え方も持ってはおります。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 余り長く回答せんでいいんですよ。

前、有吉さん、それから伊藤さん、町長、市長がですね、やはり職員を育てるのに時間もかかりますと、そのためにぜひ職員を採用させてくれんかと言って、常にやっぱり議会には相談がございました。この近年職員採用については全く議会には相談ないですね。だから、こういう質問させていただいているんですよ。

過去にも、職員採用については議会にこういう状況で採用したいがという形で定数条例の見直しだとかいろいろ過去にあってですね、私どもも報告を受けておりました。私も、長い議会活動の中で、議会事務局におられた職員の方がですね、やはり各課で一生懸命頑張っておりますが、やはり議会事務局にあり、福祉部に行き、総務部に行きですね、やっぱり本当大変だと思っておりますよ。だから、そういう状況の中で、やっぱり職員採用は年次計画を持ってやらなきゃいけないと思うんですね。

それと同時に、先ほども質問が出ていましたけど、本当職員が大佐野の区画整理、それから太宰府館に行ったり、いきいき情報センターにおったりですね、ばらばらになっているというか、そういう機構も見直しをやるということでしょうけど。やっぱり、採用は採用でやっていただきたい。

それから、やっぱり以前ですね、質問したことがありますが、やはり保育士さんが今後都府楼保育所から南保育所か五条保育所に行くと、そこでは今度は逆に臨時の職員、嘱託職員が要らなくなる。それでも、また今度は将来にわたってまた民間委託すれば、その職員がどうしても事務職に戻ると。そうするとですね、子どもの保育にはベテランですけど、過去にもあり

ましたように、調理員さんが一般職になってですよ、はっきり言って30年も勤めていれば係長職になるという問題はですね、大きな矛盾を抱えるんですよ。やっぱり働く意欲という問題もあるんですね。だから、そういう今の答弁を見ますと、佐野の区画整理、それから保育所の民間委譲でそういう部分、佐野の職員はそれは一般職ですけど、都府楼保育所とかそういう保育士さんが一般職に戻ってくるということはやっぱりその辺も問題がありますからね。最終的には、職員今余裕ははっきり言ってないと思うんですが、来年度採用するというのはするんですが、人員はまだ決めていないんですか。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 平成18年度にどの程度採用するかどうか等の決定等についても行っておりません。

全体的に申し上げますと、平成9年当時でございますけれども、4月1日現在で職員定数が412名でございました。平成17年7月1日現在でいきますと375人。37人が減、定数が減でございます。実質現員数が減員しておるといふうにご理解していただいて結構です。その内訳については、今総務部長が申し上げておりました学校調理員のあるいは浄水場の外部委託等々で、こういった数字27名ほどになっておるといふうな状況にはいろんな要因がございます。経常収支比率におきまして98.7%というふうなこと。その中で一番どの領域が多いかといいますと、やはり人件費。約32億円ほどある。こういった状況等については、やはり行政経費の最たるものでございますので、それだけ職員数が多ければそれだけ費用もかかるわけでございます。私どもは、常に職員は一人二役、三役、生産性を高める、こういった視点が今からは必要だというふうに思っております。今多いのか少ないのかというふうなこと等についても以前行っておりますけれども、事務量調査というふうな形の中で、1つの事務を何時間で、数量的にあらわして、そして年間どれだけ時間を要するのか。そういったところから配置定数の見直し等も今日的に行ってきております。それから、大きく変わってきておりますのは、電算の活用でございます。議員の皆様方も、全庁的に回られておるといふうに思いますので、おわかりだと思っておりますけれども、今1つの決裁にしても、昭和45年当時と大きく変わっております。ペーパーレスでございます。電子決済ですべて行っておりまして、それに要する手間暇というふうなことも軽減されておるといふうな状況がございます。同じように、1人退職したから1人補充するといふうな時代ではないだろうというふうに思っております。その辺のところを見きわめながら、職員の過重にならないような状況を、そういった総合的に判断して採用するかどうか。1人採用しますと3億円、生涯賃金を含めてかかるわけでありまして、その辺のところから私どもは期限つき採用でありますとか、いろんな採用方法はありますので、また雇用の創出というふうな面からも臨時、嘱託あるいは委託というふうなこともあわせて活用していきたいというふうに思っております。あくまでも市民のサービス低下にならないような、そういった視点の中で運営に努力したいというふうに思っております。

以上です。



議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 今その37人も欠員があるということで、はっきり言って国の5%を超えているような状況ですよ。いろいろ問題があるけど、その間に今年だけで2名の職員の方が病気で亡くなられてますよね。それかといって、生涯賃金としてはそういう金額になるかもしれないけど、やはり大学卒業して入ってきた初任給というのはそんなに高くありませんよ。だから、ある一定年次計画を持って採用していかないと、あと5年間で一挙に53名もぼんとやめていくと。それに欠員もあるという状況じゃ矛盾も出てきますよ。それから、あなた方の仕事はまあ電子決済とかいろいろ言うけど、役所の中を見て回ってみませんか。職員がどれだけ仕事が山積みされているのかどうか。臨時、嘱託とかそういうものでできる仕事と、やっぱり公務員のする仕事と違うんですよ。その辺はちょっと理解をしないとですね、新聞でも九電工ですか、今年は200名採用すると。こういう報道されたですよ、企業が。ただし太宰府はずっと採用もしてきていない。退職はどんどん出てくる。仕事はたまる。今日の新聞ですか、九州の小学校の先生がやはり大変な病気で学校を休んでいるというのが新聞に載りましたが、本当そういう状況はどこ職場でもあるんですよ、今。せっかく採用したけど病気で休んでいるとかですね、そういう部分もありますが、やはり太宰府市の採用計画は年次を追って採用すべきですし、もうこれ以上論議したってしょうがありませんから、予算委員会のときでも新たに聞きますが、やっぱり年次を持って採用してください。そうしないと、3年後、4年後は一挙に53名がいなくなるんですよ。そういうとき、あなたは、市長や助役はですね、それはおるかおらんかわかりませんよ。次の市長や助役が決めるんで、今の段階じゃいいと言うとったから、ただしひょっとしたらあと1年と何か月ありますが、次の市長はすぐ職員を10人採用させてくれと言うたと。前の市長はせんと言うたって、そんなあんた論議になったら大変なことになりますよ。やっぱり年次計画を持ってやるようにしてください。

それじゃ、最後の部分ですが、本当に先ほどからですね、切実な問題等の質問がされておりました。委員会でも公共施設の使用料の減免廃止条例が出されて、議員から熱心な質疑が出されておまして、本当に外郭団体を育てるという状況の中で、県下の中でもこういう公共施設の減免が廃止されるというのは一番先に太宰府市がやられるのではないかなという状況ですが、それを見て予算上の関係で、やはり太宰府はそれじゃ平等性があるのかどうかという状況です。私は、いろいろ取り寄せてみましたら、やはりここに解放同盟の決算書もありますし、全日本同和会の春日支部とか太宰府支部とか筑紫野支部とかありまして、この東京とかにですね、全国大会に筑紫野、太宰府、春日、大野城からですね、各自治体から330万円から、筑紫野ちょっと補助金多いんですが、そしてその人員は出ただけで物すごい金額になる。そんなに全日本同和会が那珂川から春日から大野城から筑紫野からおるのかどうか。しかも、その全国大会に出した総数がですよ、各自治体から10名ずつとか、鹿児島大会に太宰府から27名とか、春日から21名とか、こういう日当とかそういうものに使われている。それから、解放同盟の決算書も議会の皆さん見ると思うんですが、1,042万3,400円で、全く会費なしでいるんな

活動をする。もうはっきり言って太宰府市の外郭団体がいろいろありますが、こんな団体よりもまだ激しいですよ。社会福祉協議会だって貴重な寄附金をいただいたり、市からの補助金だとかいろんな事業をやりながらこの社会福祉活動をやっている。スポーツ財団にしてもどこもそうなんですが、こういうものをね、あなた方はもうこれだけ市の社会教育や文化団体にはやっていきよるならば、ここもぴしっと見直していく必要があるんじゃないかと。太宰府市に補助金に対する総務部長が何か委員長になつとるごたね。あなたこんなの見よってどうも思わんの。ほかの団体ずっと、この議会ずっと補助金はみんな削っていきよるのに、こういう団体には委員会の何かつくって、各部長が一切入って、監査事務局長まで入ってやりよるのに、この団体には一切手をつけないのかどうか。太宰府市補助金等検討委員会設置規定というのがあって、12名の部長ですか、入ってそしてやるとなっているんですが、こういう……。

(「議長、行政側から回答求めてないのですか」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) それはそのまま行ってますからいいです。

(「いいですか」と呼ぶ者あり)

19番(武藤哲志議員) だから、これはどうするんですか。

議長(村山弘行議員) ここで、15時55分まで休憩いたします。

休憩 午後3時42分

~~~~~

再開 午後3時55分

議長(村山弘行議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

会議規則第8条第2項の規定によって、会議時間は午後5時までとなっておりますが、終了まで時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認め、終了まで会議時間を延長します。

市民生活部長。

市民生活部長(関岡 勉) 運動団体への補助金につきましては、これまでの協力関係によって得られました成果を踏まえて、同和問題の解決に向けて、運動団体が取り組まれています教育、福祉、健康、就労、その他生活全般の様々な分野での学習活動、相談活動あるいは啓発活動など、自主的活動を支援しているところでございます。しかしながら、地対財特法の失効あるいは国の一般対策への移行等により、これまで行ってきた同和对策事業の見直しが必要になっております。このような状況の中で、運動団体補助金につきましては、筑紫地区4市1町の共通課題ということで、筑紫地区人権・同和推進協議会の中で見直しに取り組んでいるところでございます。平成16年度の取り組みといたしましては、議員もご存じのとおり、平成17年度から30%削減しているところでございます。また、平成17年度につきましては、運動団体の決算報告書の様式について、透明性のあるものとするよう見直しを進めているところでござい

す。今後につきましても、4市1町で十分協議しながら、削減の方向で努力してまいります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） いつも回答は同じでね、何か少しはあなた方さっき部長に回答求めたいんだけどね、わざわざ部長さん全部集まっていたいて、限られた財源の有効活用により健全な財政運営をやるということで減免なんかを廃止してきたわけでしょう。いろんな団体の補助金を、その中の所管事務としてね、補助金の交付基準に関する事、補助金の審査に関する事、こう明記されているんですよ。ところが、私が言いたいのは、こんな全額公費でやられていることは正しくありませんよ。こんな団体の領収書を全部出させなさい。さっきも今決算書の透明性ということだけど、4市1町からはよ言えば鹿児島研修に60名行っている。東京に40名行っている。そんなお金を、全部旅費、日当を出してね、やるのが自主活動ですか。自分のところの大会に行くのに、はよ言えばもらった公費を全部使うというのは矛盾がありますよ。今この太宰府市にあるいろんな外郭団体の中で、先ほども質問があっているように、文化活動をしようとするのに出している会費は血のにじむような部分から、しかもそれで足りないからはっきり言って手出しまでしてやらなきゃいかんという切実な問題があるのに、太宰府が1,700万円も渡した金がそういうむだなものに使われていることは納得できませんから見直しをしてくださいと言っているんですよ。透明性があるならば、やはり帳簿を持ってきてくださいと。これはやっぱり要求すべきじゃないですか。あなたの方今度はっきり言ってこの運動団体の補助金についてはぴしっとした透明性をするためには、来年度の方針としてこの補助金等検討委員会設置されていますが、これをどうするのか伺います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） この今あります補助金検討委員会でございますが、特に同和問題については法が失効したということで、その全般的な見直しを行うということで、また特別な検討委員会を設置しております。その結果によりまして、先ほど市民生活部長が言った問題です。さらに、それが筑紫地区にも及んだ補助金でございますので、それをさらに筑紫地区に上げてこの見直し、あるいはそれがそのままいいというふうに考えておりませんので、見直しを行おうということでその努力をしているということで、現在市民生活部長はお答えしたつもりでございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） あなたが委員長でしょう。あなたが委員長になっているんですよ。負担要綱補助金検討委員会の委員長に総務部長を充てるとなっていますが、それじゃ政策統括担当部長が委員長ですか、あなたが委員長ですか、どっちですか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 先ほど言いましたように、特別に法が切れましたので、助役を頭として同和問題の全般的な見直しを行うと。その中に入れて、特別に今委員会を立ち上げて検討をい

たしているところでございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 補助金等検討委員会は部課長であなたが委員長で。同和問題だけはまた特別に見直しする委員会をつくっているんですか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） はい、そういうことでございます。そういうことで、約40回ほどその検討委員会を……。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 今武藤議員がおっしゃっておりますのは、私がトップとして、ヘッドとして行っておりますのは同和対策事務事業評価検討会議です。これは補助金から給付からすべて一切合財の、今までの同和問題に対しまして解決に向けて予算措置してきたもの、あるいは法が切れた後あるいは前の部分を検証し、そして今日将来的にどうあるべきかというようなことを検証するのが同和対策事務事業の評価検討会議です。これが40回繰り返してきたというふうなことです。再三ですがもう一度ちょっとお話し申し上げますと、私どもは同和対策の終了が、特別措置法の終了が同和問題がなくなったというようなことは意味しないんだと。これは一般法になったとしても、その法が切れたとしても、そこに問題が、課題があればそれは一般法であれ何であれ、解決に当たっていかなきゃならないというふうなそういった視点です。しかしながら、今の同和対策事業につきましても、これは本当に同和問題そのものが地域の住民の方々のために役立ったかどうか、あるいは税金でもってやっているわけですから、市民の理解と共感あるいは支持が得られているかどうかというふうなこういった視点は必要だというふうなことから、生ぬるいかもしれませんが、武藤議員のご指摘の中にもそういった思いがあるんだろうというふうに思いますけれども、私どもは私どもなりに税金を使っておりますので、その辺のところの使い道として有効に納得の得られるような使い方、このことによって廃止するものあるいは継続するもの、課題が残っておるものについては継続していかなければならないというふうに、そういった考え方の中で全体をまとめております。この同和運動団体の補助金等についても、今市民生活部長が申しあげましたように、私どもは検討した結果70%に減額すると、段階的にこれは縮小、廃止していくと。0になるように行くと、これが私どもの目標値でありまして、激変緩和といいたしましうか、一遍でできるものとできないものがありますので、その辺のところご理解をいただきたいと。なお一層努力してまいりますのでお願いしておきます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 今年あなた方から全議員に配付された資料の中にですね、やはり交付要綱、補助金の適正化をやりますよと。そして、第三者、有識者や市民を設置して検討してもらいましょうと。そして、その中で必要でないものは削減をします。その中に各種制度として税金や料の減免制度や特別給付の問題も法的根拠に照らして検討すると、ね。こういうものが

私どもに配られているんですが、それがやられているかということをお聞きするわけですね。それと同時に、もう皆さんも議員もみんな思っていると思うんですが、解放同盟にしても全日本同和会にしても、支出に矛盾がありますよと、ね。4市1町で50名もね、はよ言や大会に行く、そんなお金が4市1町から1,500万円も出されているところに問題があるんじゃないですか。解放同盟にしても、4市1町から4,710万円もいただいて、会費は一切なしで自分たちの運営をやりよる。市はいろんな仕事をしながら市民から税金をいただいて仕事していますよ。ここは全額自分のところ行政からもらって、自分の好きなことだけしかしていないんですから、わかりやすく言うと。そんなことをしているところにこんな補助金を出して、市民には痛みを押しつけるのは矛盾があるんじゃないですかと私は言っているんです。そこを改めなさいと。先ほどから論議する中で、議会でも私の委員会でもどこもそうですが、みんな財政が厳しいからという形で泣くに泣けずあなた方の出されたものに同意しているのに、ここだけは聖域化することは好ましくないから、毅然とした態度をとって当たりなさいと私言っとる。そのために、負担要綱の検討委員会があり、同和問題の検討委員会があるなら、毅然と領収書を出させてですよ、必要か必要でないかを精査するのは補助金交付の基準じゃないですか。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） そのとおりだというふうに思っております。やはり、聖域は私どもは考えておりません。だからこそ、同和对策事務事業の評価検討会議を開催して、私どもの何が正しいかというふうな形の考え方の中で、40回にわたってけんけんごうごうの議論をいたしました。中身そのものについては。そういった中で、到達点はぬるいかもしれませんが、やがてそこに到達します。そういった結論づけをして、そして対地協についても協議をしておるといふような状況です。ですから、もう少し私どもに対する、まあやっているわけですからご理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 市長、助役ね、それから担当部も含めてですが、こういう今の財政状況の中で、特に春日市、大野城市の議会も市長さんはじめ担当部もですね、大変こんなお金というものが大きな問題になっているんですね。市長どうですか、4市の市長、町長ですね、それから助役と、こういう補助金を出していることについては、やっぱり市長自らが責任者ですから、4市の市長それから那珂川の町長含めて三役が集まって、やっぱりぴしとした足並みをそろえないと、個々ばらばらでは問題の解決にならないと思います、この2つの団体に対してね。そして、資料を出し合って、やはり切るべきものは切る。いつまでもですね、こういう給付についても、固定資産税の減免だとか敬老扶助だとかですね、医療費扶助とか。そらね、こういうものが入ってきました、お医者代が7,500円かかったと、領収書を隣保館に持っていけばすぐ現金くれると。お年寄り同士で話をされていると、あんたそれどういうことねと。高額療養というのがあって、あるいは所得の少ない人で3万7,500円超えるとか、7万円超

えるとかというのはわかるけど、7,500円持っていったらすぐ現金でもらえるとねという話が出てきてね、やっぱりそういう矛盾点も出てきますよ。市長、もう私も時間余りありませんが、一度その4市1町でぴしっと意思統一されるという考え方はありませんか。それをお聞きしたらもう質問終わりますから。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいまご指摘のとおり、同和事業の経費の問題でございますが、先ほどから申しておりますように、4市1町の問題は筑紫地区の人権同和行政推進協議会、これは4市共通のいわゆる地協に対する補助金の共通事項でございます。これに関しましては平成17年度から平成19年度までは30%の削減をするということで、昨年同盟の方にも申したところでございます。あと、地域を持ち、今までのそれぞれの地域改善事業なり地域のそれぞれの福祉あるいは教育問題等々の各市、いわゆる那珂川町、筑紫野市、太宰府市でございますが、その事業についての見直し、先ほど申しましたように本市におきましては評価検討会で、助役をキャップとする内部検討で、その削減の方向、見直しの方向で検討し、順次正常に戻して一般事業にできるものは一般に戻すというようなことを今努力しておる最中でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、この運動団体の決算証拠をみんな集めてね、全日本同和会の決算書、それから解放同盟の決算書、そして矛盾点を全く会費収入がない。全額公費だということをこう並べて、これは議会にもうはっきり言って法律がなくなったんだからもう説明がつかないと、ね。自主団体ですからもう少し自助努力をなささいよという通告をせんとね。本当に行政の内容についても再三こういう指摘を受けるわけですから、ぜひひとつ改めるように最大限のけじめをつけないと。出した金額は一度出してみましたが、補助金だけで20億円超えてますよ。太宰府だけでよ。こんなことを早くやめていただきたい。そうしないとね、問題の解決になりませんから。ぜひひとつ大変な仕事と思います。よろしく願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

次に、11番山路一恵議員の一般質問を許可します。

〔11番 山路一恵議員 登壇〕

11番（山路一恵議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い介護保険についてお伺いをいたします。

政府小泉内閣は、高齢社会を展望する中で、これ以上国の負担や財界、大企業の負担する保険料が増えてはたまらないと、自立・自助を強調し、医療、介護、年金など社会保障の改悪を次々行っていきます。中でも、介護保険制度では高齢者のサービス利用を切り下げ、国民負担を増やすという大改悪を強行しました。まず、今年10月に改正された制度の内容と問題点について伺います。

今年10月から特別養護老人ホームなど介護施設の居住費、食費が介護保険の対象外となり、原則として全額が利用者負担となりました。あわせてショートステイの滞在費、食費やデイサービス、デイケアの食費も介護保険の対象外となり、利用者負担増となりました。今回の改定によって、実際に利用者がどれくらいの負担増になっているのか、実態調査などは行っておられるでしょうか。政府は、今回の改定による負担増が余りにも大きな内容であるため、一応低所得者対象の補足給付の制度を設けましたが、この給付を受けるには利用者本人の申請が必要となります。実際この補足給付の内容はもとより、制度改正そのものの周知期間が十分になかったために、現場では大変な混乱が起きました。補足給付対象者の方々が漏れなく給付を受けるためには、自治体の役割が非常に重要と言えます。また、補足給付以外にも高額介護サービス費の見直し、高齢者夫婦世帯等の軽減措置、社会福祉法人減免制度などの低所得者対策がありますが、周知徹底や申請漏れのチェックなど、その体制は十分にとられたのかどうか伺います。

今年10月からの居住費、食費の全額徴収は総額で年間3,000億円、施設利用者1人当たり平均年39万円というかつてない負担増を高齢者に負わせるもので、高齢者にとってはまさに死活問題となることから、自治体独自で負担軽減の制度を設けるところも出てきています。特に、デイケア、デイサービスの食費については、低所得者向けの補足給付の仕組みがありません。このことから、食費の補助など利用料軽減措置をとっている自治体が幾つかありますが、こうした独自の軽減制度をご検討いただきたいと考えますがいかがでしょうか。

次に、新たに新設される地域包括支援センターについて伺います。

地域における高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として設置されるもので、センターの設置は来年4月からが原則ですが、最大2年間の猶予期間があり、条例によって施行を遅らせることが可能となっています。センターの運営体制などの準備が不十分なまま施行するようなことがないように、準備が思うように進まないときは猶予期間を活用すべきですが、設置数や委託先選定の考えなどを含めて現時点での方針をお伺いします。

続いて、来年度から始まる地域支援事業についてですが、内容はこれまでの老人保健事業、介護予防、地域支え合い事業、在宅介護支援センター運営事業のうち、介護予防に役立つものが再編されて介護保険に吸収されるものです。地域支援事業自体は介護保険の枠内の制度ですが、介護保険の給付ではないので、利用する際の利用料は1割負担というわけではありません。ですから、例えば今まで無料で受けられていた保健福祉サービスまで利用料が必要になるのではないかと危惧する声があります。なおかつ、国が国庫負担を減らすことで地域支援事業を充実すると介護保険料がその分だけ値上げになるという問題も含まれています。さらに、厚生労働省は保険料を滞納している人が利用する際、市の判断で滞納していない人よりも高い利用料を設定してよい。あるいは、利用者が多い場合は滞納していない人を優先的に対応してよいなど、お金がない高齢者を排除するような指導までしており、現在の補助事業から地域支援事業への移行に際しては十分なチェックが必要だと感じています。地域支援事業導入で、保健

福祉事業がどのように変わるのか、財源の見通しもあわせてご説明ください。

最後に、保険料についてです。

来年の4月は65歳以上の介護保険料が改定されますが、多くの自治体で2割程度の値上げになると見込まれています。介護保険料は、市民税非課税者も保険料の納付義務がある上に、所得の低い人ほど負担割合が高くなるという逆進性も強く、低所得者にとっては重い負担となっています。しかし、今回の改定で課税層については保険料段階や保険料率を市町村が細分化できるようにになりました。この細分化について検討されているのかどうかを伺います。

以上、再質問につきましては自席より行います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 介護保険制度についてのご質問につきましてご回答申し上げます。

最初に、平成17年10月改正分の状況と問題点についてでございますが、今回の改正の趣旨は、高齢社会の進展によります介護サービス費の増大に伴う介護給付費の効率化、重点化でございます。利用者負担が増加するという質問ですが、同じ要介護状態であれば、在宅と施設において負担の公平性が求められております。このようなことから、今回所得の低い方の負担に配慮しつつ、介護保険施設利用者に負担いただく費用に関する見直しを行っております。

また、低所得者対策に対する収支等についてのご質問でございますが、補足給付と高額介護サービス費につきましては、9月1日号の市政だよりによりまして、全世帯にお知らせを行い、あわせて施設入所の方々につきましては、個別に申請の勧奨を行い、申請なされなかった方につきましては、再度電話にて確認をさせていただいております。居宅の方につきましては、居宅介護専門員、ケアマネジャーを通じまして、対象者に周知を行っております。自治体独自の軽減制度につきましては、本市の財政状況が厳しく、国の施策に沿った形で検討してまいりたいと考えております。

次に、地域包括支援センターについてお答えをいたします。

地域包括支援センターにつきましては、国の指針に基づきまして、2か所に委託を考えております。平成18年4月の設置の方向で進めているところでございます。委託先につきましては、包括支援センターの機能的なものから判断しまして、これまで高齢者の総合相談窓口として機能してきました在宅介護支援センターから選定するのが適切だと考えております。今後介護保険運営協議会に諮りながら、委託先を決定していきたいと考えております。

続きまして、地域支援事業の導入で、保健・福祉事業がどう変わるのかというご質問でございますが、現在地域支援事業の内容を審議しているところでございます。地域支援事業は、市が実施主体となり、要支援や要介護でない高齢者に対して、効果的な介護予防事業を提供しながら、それによって元気な高齢者が増えるとともに、高齢者の方々が住みなれた地域での生活を継続しながら、介護保険サービスを中心とした様々なサービスを気軽に利用できるような形での事業展開を現在検討しているところでございます。財源につきましては、国の示しております平成18年度の給付費の2%を上限として、事業計画を現在策定中でございます。

最後に、保険料の改定についてお答えいたします。

現在施行5年間の検証をもとにしまして、予防重視型の介護サービス料の見込み、それから新たなサービス体系などを具体的に計画したものを介護保険運営協議会で審議中でございます。保険料の設定及びご質問の段階の細分化につきましても、低所得者に対する保険料の軽減など、負担能力をきめ細かく反映した介護保険事業計画となるよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 介護保険制度が導入をされまして5年が経過したわけですが、当初在宅で安心できる介護、サービスが選択できる制度というふうに宣伝されまして、期待した国民も大変多かったんですけども、現在どういうふうになっているか、現状を言えばですね、多くの高齢者が介護の必要性ではなく、幾ら払えるのかによって受けるサービスの内容を決めざるを得ない、そういう状況になっています。今回制度が大きく見直されますが、本来制度の見直しというのは最低限必要な介護を受けられずに苦しんでいる人たちを救うために行うものでなければならないと私は思います。現在、事業計画の策定を介護保険運営協議会の方でされているということですが、この事業計画はですね、市のサービス基盤の整備計画の指針となり、また事業計画で見込まれた給付費などによって来年4月からの1号保険者の保険料が算定をされますので、非常に重要な意義を持っております。ですから、利用者や事業者の実態を反映させた事業計画を策定するためにも、10月の改正で負担増になって、今までの水準が維持できなくなる人がどれくらいいるのか、また事業者の負担がどれだけ増しているのか、こういったことをですね、把握する必要があると私は思います。それで、10月の制度改正以降にですね、ある民間団体が、県内すべての事業者アンケートをとったところですね、やはり既に退所者が出ている。通所はかなり減になっている。そういう状況だとか、また介護報酬が引き下げられたことで、事業者の運営が厳しくなっているといった声はかなり寄せられたということです。ですから、今後市でですね、実態の調査をするお考えがあるのかどうかをまずお伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 10月に制度改正がありまして、低所得者の方につきましては余り負担とならないようにという制度が、そういうふうになるものとしてですね、スタートしたということではございますが、実際私どもの方でどれくらいの負担になるのかということですね、試算をした中では、入所費用とか食費、給付費対象の分とそれから自己負担の分になるんですが、それを比較した中では2万3,808円、約2万4,000円ほどの費用の負担になったということは把握しておりますが、実態調査につきましては、保険給付そのものではないということもございまして、実態はつかめていないわけですが、この分につきましては、当然給付の中から外れておりますので、こういうものについては義務的でないということもございまして、実

態調査については行っておりません。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） その調査の件についてはまた後で触れますけれども、今度の改正の目的というのはですね、介護給付費を削減することに重点がまず置かれているということです。第3期事業計画の中にも、給付削減の目標値というのを定めることになっておりますが、給付費削減を大きな目的として創設されるのがまた新しい制度なんですけれども、新予防給付という制度なんです。この軽度の要介護者が自立できるように支援をする仕組みだと言えば聞こえはいいんですけれども、先ほど言ったように、給付削減の目標値を定めなさいということが先に来ているわけです。ということはですね、介護サービスをできる限り利用させるなということで、市としては計画どおりに給付費が減らないと、介護保険財政は当然赤字になってきますから、このケアプラン作成の段階でサービスをカットするということがまかり通ってしまうのではないかとということが今回の新しい改正で非常に危惧されているところです。

それともう一つ心配するのは、厚生労働省が示す例などを見ても、自立を身体的な側面からしか見ていないのではないかと感じるんですね。つまり、身体的にできないことができるようになったらサービスの利用は終わりだと。厚生労働省は、これを短期間で行うようにという指導までしています。さらに、事業者側にはですね、達成度が介護報酬に反映されますよと。当然そういうことになれば、高齢者の意思にかかわらず、早急に自立を促すようにという方針がやっぱり立てられると思うんですね。そうすると、高齢者自らの意欲性、主体性などが逆に失われてしまうのではないかと。こういうふうな懸念もございまして。

本当に、経費削減ありきの問題の多い制度改正と思っているんですが、対応策としてはですね、必要なサービスがちゃんと保障されているか、切り捨てられていないか、それをチェックする体制が保障されていれば、利用者の不安は軽減されると思われまして。その使命を今後負っていくのがですね、地域包括支援センターの運営協議会となると思うんですけれども、そういうことで間違いはないでしょうか。この包括支援センターの運営協議会、これはもう設置をされているのかどうかもあわせてましてお尋ねをいたします。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 何点かご質問があったと思いますが、まず第3期の介護保険事業計画というところだろうと思いますが、既に平成15年3月に第2期の介護保険事業計画というものをつくった中で、介護保険事業、それからそれ以外の高齢者保険福祉計画とあわせた形で計画をつくっておりますし、その分の第3期の分につきましては、先ほどもご回答させていただいたんですが、いろんな事業の事業量、それから今後今までの高齢者対策それから介護予防事業というのは、地域支え合い事業ということになるかと思いますが、そういうものを今後は介護保険制度が変わりますので、それに移行するそういう計画も含めながら、第3期の計画づくりをやっていきたいというふうに思っております。

それから、給付の削減が目的じゃないかということなんですが、当然介護保険事業というも

のにつきましては、介護保険料によって成り立っている制度でございますので、当然給付量それから事業量によって当然保険料というものも決めていかなければならないと思いますので、単に削減ということよりも制度の充実というところだろうと私は考えております。

それから、ケアプランのことなんですが、ケアプランにつきましては、今までもケアマネジャーの方でケアプランをつくっておりましたので、今後につきましては地域包括支援センターの委託という形で進もうと思っておりますので、その中できちとしたプランをつくりながら、高齢者の方々の自立に向けたものになるように努力をしていきたいというふうに思っております。

それから、意欲性がなくなるということなんですが、これは介護保険制度そのものも当然ございますが、介護保険の中には要介護1から5までありますし、要支援も今回は2つに分かれて、要支援の方に力を入れていくと。当然、介護予防というところがありますので、そういうものと、それから介護保険事業以外の高齢者一般対策事業というものも実施していきたいというふうに思っておりますので、高齢者の方々のいろんな事業やっていく中での意見とかそういうものは十分反映しながら、意欲性をそぐことがないような形にしていきたいと思っております。

それから、介護保険運営協議会というところなんですが、介護保険運営協議会につきましては、今の委員会が平成18年9月まで任期がございます。それで、当然包括支援センターの選定に当たりましても、介護保険運営協議会の中に諮りながら、先ほどもお答えさせていただいたんですが、その中できちとした基準をつくりながら選定をしていきたいというふうに考えております。

それから、地域包括運営協議会の件でございますが、この分につきましては、当然事業をやっていく中で一つのチェック機関ということを担っていただきたいというふうに考えておりますので、この分については設置をしていきたいと。その中で、介護保険事業の円滑なるですね、事業の実施に向けて、一つの機関として重要視していきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） それはもう当然いい方ですね、この制度改正以後いってくれば何も問題はないわけなんです、最後に言われた地域包括支援センターの運営協議会というのは、これは法律で設置をなさいということで今回定められております。それで、その設置がもうされたのかどうかということをちょっと再度お尋ねします。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 地域包括支援センター運営協議会ですね、この分につきましては、今のところ設置はいたしておりません。それで、平成18年4月からこの制度自体が運用されていきますので、その時点で設置をしていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） ただですね、地域包括支援センターの運営協議会の具体的な役割をちょっと上げますと、センターの設置に関する事項の承認、センターの担当圏域の設定、センターの委託、センターが委託できる居宅介護支援事業者などは、運営協議会の承認が必要となっています。あと、センター運営の支援と評価、ケアプラン作成の点検と事業評価、センターの人材確保の支援、それから地域包括ケアに関すること、今上げましたようなことが運営協議会の仕事になるわけですが、ということはですね、センターをどこに委託をするかとか、どこに設置をするかということはこの運営協議会が決めなければならないはずなんですよ。ですから、4月から設置というのでは間に合わないと思うんですけれどもいかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 今私の方から説明しましたもので、もう少し整理をさせていただきたいと思います。介護保険運営協議会というものが既にございます。その運営協議会につきましては、平成18年9月末までを任期といたしております。それで、包括支援センターの委託先というところで、それを決めていくための運営協議会というのは、今年の9月まで任期があります介護保険運営協議会に諮りながら決めていきたいというふうに思っております。

それから、地域包括支援センター運営協議会につきましては、実際来年の4月から事業が始まりますので、それに向けて地域包括支援センター運営協議会を設置していきたいということでございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 要するに、介護保険の運営協議会にそのまま地域包括支援センターの運営協議会も兼ねてもらおうというお考えだということなんですかね。それで、一緒に悪いということはないと思うんですけれども、ただ先ほど言ったようなことですね、運営協議会というのは地域包括支援センターの設置や運営にですね、大きな役割と権限を持つことになるわけですね。ですから、専門性も当然要求されますし、責任もそれなりに重くなると思うんですよ。ですから、逆に言えば介護保険運営委員会の委員さんの方々がね、これ簡単に引き受けてくださるのかなということの方が私は心配なんですけれども、その委員さんの意思をですね、きちっと確認されてからですね、それは判断すべきことだというふうに思いますが、それはされていないわけでしょう。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 介護保険運営協議会の委員の方々につきましては、1号、2号、3号、4号というところでそれぞれ委員として出させていただいております。1号につきましては市民の代表の方、それから2号につきましては介護サービス提供事業者、3号につきましては識見を有する方々で、医師会それから筑紫保険福祉環境事務所それから県の看護協会それから介護福祉士会それから福岡県弁護士会。それから、4号につきましては、その他市長が認めるものというところで、こういうメンバーでなっております。それで、それぞれの立場から出させていただいておりますので、この方々につきましては、介護保険制度が平成18年4月に

向けて改正をされますので、そのことについてのお話も委員会の中でしておりますし、介護保険制度が生活圏域というのを決めていくわけですが、その分につきましては、1つの区域を決めていかなければなりませんので、その生活圏については、中学校校区を1つの圏域としてつくっていききたいという話。それから、介護保険制度の変わっていくことによって、当然先ほども説明しましたが、事業量それから事業内容それから最後の介護保険料、そういうものも当然これから運営協議会の中で諮っていただくというところですね、既に生活圏域とかですね、一定の事業量あたりまでは説明をさせていただいておりますし、当然地域包括支援センターというところに事業をやっていただくこと、それから地域包括支援センターを委託する場合の選定についても、介護保険運営協議会で兼ねられるというところで、国それから県の方からも指導もいただいております中で会議を進めておりますので、その分は十分理解していただいているというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） はい、わかりました。

それですね、先ほど国、県からは了解を得ていると言われましたが、委員さんの構成です。こういう人たちを入れて組織しなさいということが決められていますよね。そういう介護保険運営委員会に入っておられない職種等もありますけれども、そういう今おられないような職種の方々を今度新たに増員されるお考えはありますか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） それは地域包括支援センター運営協議会という意味でよろしいですかね。

（11番山路一恵議員「そうです」と呼ぶ）

今の介護保険運営協議会のそれぞれの立場から出ていただいております方々につきましては、介護保険事業そのものへの理解、それから平成15年10月から今の方々についてはなっていないので、介護保険事業そのものの内容、それから運営状況あたりもですね、理解をしていただいているということが前提で進めておるわけでございます。それで、支援センターの運営協議会の委員さんにつきましては、その最終的に決定するまでの期間というのが少しありますので、その中で少し検討していきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） この運営協議会というのが、地域包括支援センターの運営に大きな役割と権限を持つからこそ、それだけに地域のですね、福祉、医療、介護の関係者が複数入ることが望ましいし、そういった横の連携を取りながらですね、また住民参加も保障してですね、無謀なサービス切り捨てが行われていないか、そういうチェックをですね、総括的民主的な運営が行われるように、やっぱり主催者は市ですからね、その点は中立公平、そして市民に開かれた運営が行われるようお願いをしておきたいと思っております。

それで、先ほど中学校校区にそれぞれ設置ということは、市内4か所ということですか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 介護保険で包括支援センターを設置するときには、大体2万人から3万人の人口に対して1か所というところで国の方からも指導をいただいております。

それで、事業量を見ていく中で、当然地域によって違うということもございますので、一応中学校校区を、4校区ありますので4か所に生活圏を設定をしながら、利用状況あたりも含めてですね、どういう状況かということも見ていきたいと思っておりますし、人口からしますと、太宰府市であれば包括支援センターにつきましては2か所でいいんじゃないかと。その中で、2つの中学校校区を1か所の支援センターで見てもらおうというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 済いません、ちょっと最初2か所って言われましたよね。とその後中学校校区にどうのこうのって言われましたので、ちょっともう一回、済いません、説明していただけますか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 済いません、わかりにくかったと思いますが、介護保険事業をやっていく中で、1つの生活圏を決めなさいというところですね、当市の場合中学校校区で1つの生活圏を4つつくろうというところで、介護保険事業をやっていくというふうに考えました。それで、人口から見ますと、2万人から3万人に1か所ということですから、6万5,000人から見ますと、2か所でいいんじゃないかと。そうすると、中学校校区の2か所をですね、1つの支援センターで持たせていいんじゃないかということ。それからもう一つは、先ほども回答の中でお答えしましたが、介護保険事業で実際包括支援センターを運営していくときには、介護給付費の関係も出てきますし、それに伴います委託料も出てきますので、そうすると、2か所、3か所にするとその事業費そのものが3分の1になりますので、センターそのものの運営にも支障があるだろうという判断もありまして2か所と。中学校校区の2か所を1つの支援センターで持ってもらおうというふうにしております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 結局は2か所ということですね。わかりました。だから、中学校2か所、2か所で分けるということですね。その分け方はこれから決めるんでしょう、はいわかりました。

今回の改定によってですね、来年度からは介護予防の地域支え合い事業というのが、地域支援事業の一部に再編されることになりますので、その結果メニューの一つで今食の自立支援事業というのが行われておりますが、この配食サービス、これも値上げになる見込みだというふうに聞いております。要するに、施設を利用している人も在宅介護を受けている人も食費の負担が上がるということなんですけれども、食というのはやはり人間が死ぬまでかわりがあることで、しっかり食べて栄養をとることで健康が維持できるということを考えれば、この高齢者への食費の負担増という改正はですね、やはり介護保険制度の理念に逆行しているのではな

いかと言えるのではないのでしょうか。こういった介護保険制度の中の負担増だけではなくですね、来年度からは高齢者への税制改正などによる負担、しわ寄せがですね、本当に大変な中身であり、これはもう深刻な事態になるのではないかという不安を持っております。住民税非課税からですね、課税対象になる方がどれくらいおられるのか、ちょっと今のところ数字では出ないようですけども、こういった方々の最低限の生活そのものをですね、やっぱり考えたときに、本当に胸が痛みます。それで、住民のですね、生命と財産を守るのが地方自治体に課せられた責務であるわけで、低所得者への配慮というのは当然すべきことではないでしょうか。先ほどの1問目の答弁では、独自の軽減制度については財政が厳しいから、国の施策に沿った形でというお答えでしたが、ということは考えていないということなんですよ。それで、やっぱり実態を調べてですよ、対象者がいない上で今のところ考えていないというならそういう答えも納得いきますけれども、とにかく頭からしないという考え方ではなくてですね、せめて食費の補助等については真剣にお考えいただきたいと思います。

1問目にも言いましたけれども、高齢者の生活を守るという信念でですね、独自の軽減措置をとっている自治体は幾つかございますので、一度研究をしてみてください。それで、部長ではするしないというお答えはできないでしょうから、市長にお尋ねしますけれども、来年度以降ですね、やっぱり制度から落ちこぼれるであろう高齢者は確実に出てまいります。そういう方々が不安なく生活を送れるように保障する、そのための法整備をですね、やはり市長とする責任があると思うんですが、お金がないから低所得者対策はできないと、考えないというのはちょっと余りにも冷たいお答えではないかというふうに思います。それで、来年の4月から制度が大きく変わるわけですが、自治体の責務としてですね、低所得者に対する調査をしっかりと行っていただいて、財政の中ででき得る限りでも減免あるいは補助の制度をつくっていただきたい。これについて検討をいただけるのかどうか、ちょっと市長のお考えをお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 介護保険制度の改正の問題でございますが、ご承知のように介護保険制度が実施されて以降、総費用は非常に膨大な増額が図られておりますし、その内容等また保険制度そのものの今後の運営等について、国としても検討されたわけございまして、ただいま部長が説明申し上げましたように、介護保険制度改正の本年10月からの改正部分、それから平成18年4月以降の改正分、それぞれで保険料の改定を見据えた形での今後の市町村の検討が迫られるわけでございますが、ただいまいろいろご指摘ございましたが、私の方も国あるいは介護保険の制度の内容を十分把握しながら、本市でできる高齢者対策等々含めた全般的なことについては、今後とも努力してまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） その低所得者の減免制度ですね、今もやっていますけれども、その制度の拡充といいますか、新たに食費の補助等ですね、今の市長のお答えでははっき

り言われなかったんですけども、その点どうでしょうか。もう一度答弁お願いします。わかるようにお答えください。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 先ほど申しておりますように、介護保険制度の内容につきましてはいろいろ問題点が出てきて、また財政の非常な増額が迫られておるという中で、今後の介護保険制度の見直しがなされたところでございまして、見直しされたその基本的な視点というものは十分我々も踏まえながら、今後の対策を考える必要があるということでございまして、具体的な市町村の対応はどこまでできるのか、今後とも十分検討してまいりたいと思います。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 4月以降の状況を見ながらですね、私も4月以降になったらある程度数字的なものも出てくると思いますので、またそれ以降にですね、取り上げたいと思います。

保険料の細分化については、事業計画の策定の中で検討するというようなお答えでしたので、またこれも推移を見守りたいと思います。来年の4月から制度が大きく変わりますが、私もいよいよ来年からですね、介護保険料を納めるような形になります。ここにいらっしゃる皆さん、いずれにしてもですね、いずれは制度を利用して老後を過ごすことになるわけですから、やはり高額な負担をすることなく安心して必要なサービスが受けられるようにというのはだれもが望んでいることだと思います。よりよい介護体制を今後つくっていくために、行政とですね、介護事業者、医療関係者、また利用者等の連携が欠かせないと思いますので、国が予算をどんどん削っていく中で、自治体の皆さんご苦労も大変多いと思いますが、制度からこぼれる高齢者を出さないように、そういう意識で今後事業計画を策定していただくようお願いをいたしまして質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員の一般質問は終わりました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は12月19日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会いたします。

散会 午後4時57分

~~~~~